

101797-000-3

特58-509

紙入日用便 (改正增補)

大館 利一 / 編

M16

EAE-0050



特58

509

改正
增補
紙入
日用便
第三版
大館
編輯
全

目錄

○諸願届類書式

- 壹 尚社創立御願
- 二 家塾開業御願
- 三 新規建家御願
- 四 繕善請御願
- 五 堤防修葺御願
- 六 出版御届 (七) 納本漆書
- 八 曆曆出版御願
- 九 隱居家督御願 (十) 養子御願
- 十一 養子離別ノ上再相統御願
- 十二 一家ヲ廢シ他家へ養子縁分御願
- 十三 分家御願
- 十四 損札引換御願
- 十五 營業鑑札御願
- 十六 貫屬替御願
- 十七 改名御願 (十八) 改印御届
- 十九 公園地拜借御願
- 二十 川中拜借御願
- 廿一 人力車檢印御願
- 廿二 錢砲檢印御願
- 廿三 俳優業鑑札御願
- 廿四 藝妓稼鑑札御願
- 廿五 娼妓營業御願

- 廿六 寄留送籍御願
 - 廿七 公同居人御届
 - 廿八 葬式改行御届
 - 廿九 改宗御届
 - 三十 川洲出シ店御願
 - 卅一 路上日覆新設御願
 - 卅二 フラフ新築御願
 - 卅三 足代御願
 - 卅四 遊藝温習會御届
 - 卅五 雇人寄留御届
 - 卅六 變死人御届 (卅七) 行斃人御届
 - 卅八 墜者ヨリ死亡御届
 - 卅九 棄子御届 (四十) 家出御届
 - 四十 盜難御届
 - 四十一 遺失物御届
 - 四十二 拾ヒ品御届
 - 四十三 旅行御届 (四十五) 往來券
 - 四十四 送籍御願
 - 四十七 縁組送籍御願
 - 四十八 出產御届
 - 四十九 私通分娩御届
 - 五十 野勞御届
- 證券一札書式
- 五十一 借用金之證文

- 五十二 預り金證文
 - 五十三 抵當物差入借用金之證
 - 五十四 地所質入之證文
 - 五十五 田畑書入之證文
 - 五十六 建家書入之證文
 - 五十七 雇人之受狀
 - 五十八 年季雇人受狀
 - 五十九 借屋受狀
 - 六十 養子賞受一札
 - 六十一 養子差遣入一札
 - 六十二 主本受肩狀 (六十三) 為替手形
 - 六十四 送り狀 (六十五) 金錢受取
 - 六十六 品物受取
- 雜載之部
- 六十七 郵便賃金表
 - 六十八 公々為替稅表
 - 六十九 公々金子入書狀稅表
 - 七十 改正郵便規則
 - 七十一 通運會社金子通送料
 - 七十二 公々物貨通送料
 - 七十三 陸運會社通送料
 - 七十四 驛遞局預金規則略
 - 七十五 電信賃金表
 - 七十六 大阪ヨリ各港へ出船日割

- 七十七 公乘客賃金表
- 七十八 郵便汽船賃金表
- 七十九 東ヨリ各港へ乘合賃金表
- 八十 利足制限法
- 八十一 證券印紙貼用心得
- 八十二 印紙定價表
- 八十三 界紙定價表
- 八十四 府縣一覽表
- 八十五 諸國道中記
- 八十六 東京名所旧跡
- 八十七 西京名所舊跡
- 八十八 大阪名所旧跡
- 八十九 大和名所旧跡
- 九十 河内及和泉名所旧跡
- 九十一 攝州播州名所旧跡
- 九十二 大祭日略解
- 九十三 明治御系譜
- 九十四 大禮服着用品
- 九十五 通常礼服着用品
- 九十六 違警罪圖解
- 九十七 當世料理献立抄
- 九十八 年齡計算表
- 九十九 全々操様
- 百 永代月之大小早見

- 百一 全々早覽一口歌
- 百二 五等親
- 百三 改正服忌令
- 百四 尺度量表
- 百五 天別表
- 百六 英和尺度量比較表
- 百七 奇々妙々傳
- 百八 將棊詰手抄
- 百九 實驗暗兩考
- 百十 潮候表
- 百十一 食物消化遲速表
- 百十二 生ノ年支干早操表
- 百十三 十干異名
- 百十四 十二支異名 ○月々ノ異名
- 百十五 天赦日早見
- 百十六 名乘字五性ヲ知ル歌
- 百十七 名乘字引
- 百十八 男女相性名頭字盡

改正紙以日用便目次終
 增補紙以日用便目次終

增補紙以日用便第三版

大館利一編輯

諸願居之部

一 商社創立御願

自分等何名申合之何府縣管下何国何郡
 何町何番地何ノ誰所持致シ候地面ニ於
 テ家屋新築シ何社ト称シ何商賣發賣
 仕度之ニ依テ別紙ノ通會社規則相添ヘ
 蒙御允可度此段奉願候也

何府何郡何町何番地

年月日 頭取或ハ平民 何誰 印

社員幾名ニテモ管轄願
 国郡區町村番地身分氏
 名等ハ前各ニオナジ

府縣長官 又郡區長 宛 戸長 何誰 印

二 家塾開業御願

第一條
 家塾位置
 第何中学何々區何町何
 第何番邸舍号何堂ト唱
 第二條

一 教員履歷

何府縣士族平民

何誰

代々支那學者御座候処 自名ニ於テ父何
某ニ或ハ何國郡區何 何ノ何年月ヨリシテ
早付何ノ誰ニ從ヒテ 何ノ何年月ヨリシテ
何年月月マデ何ヶ年ノ間何学ヲ修行
罷在候

第三條

學科 西洋学 支那学 習字
教則 何語学 教字 五十韵平假
名 片カナ 支干 名尽 證券 國
郡府縣名 日用文章 公用文等
算術 加減 乘除 四則 雜題 閱
平 開立 天元術 曆算等
（コノ他何学ニテモソノ教授
スベキ事ヲスルコトニ做ラヘ）
塾則 毎月日曜日其他御祭日ハ休業

右通開業仕度此段奉願候也

右家塾教員

年月日

何誰

印

学區取締補

何誰

印

名死全上 以下全シキハ
コレヲ省ク

三 新規建家御願

一私抱屋敷何區何町何番地へ新規建家仕
度候ニ付何卒兩落御檢査ノ上御許容被成

下度繪圖面相添此段奉願候也

何府何區何町何番地

年月日

身分

何誰

印

戸長

何誰

印

四 雜普請御願

一私宅表口三間ノ内西手ニ從前二間ノ格
子有之候処此度勝手ニ付一間ニ切縮ノ其
跡一間ハ送り戸ニ相改メ申度日數ハ幾日
ヨリ幾日マデニ落成仕尤御規則ノ通り少
シモ出張不申様致候間御檢査被成下度此
段奉願候也

何府何區何町何番地

身分

何誰

印

戸長

何誰

印

年月日

五 堤防修葺御願

一何郡何川字何々堤長ク何十間
中何間
右昨年来ノ霖雨ニテ河水屢ク漲リ潰損致
居候間以後万一洪水有之候節ハ大害ヲ醸
ルヤ必然ニ候間岸付修葺仕度至急御檢
分被成下度此段奉願上候以上

年月日

何郡何村

戸長 何誰

印

⑥ 出版御届
但し板権ヲ願フ片ハ出版々權
御願ト記スベシ

何誰著 大小本
一書名 何冊 (同西ナラバ)

何年何月出版
右者何誰ノ著述 (編輯) ニシテ何々ノ事ヲ記
載致シ候者ニシテ一切條例ニ背キ候義無之
間今般示談ノ上出版致度此段御届申上候
也 (尚板權御免許奉願候也)

何所縣身分
著 (編輯) 者 何誰 印
年月日 住野書地
出版人 何誰 印

内務卿何誰殿
○出版條例ノ抄録

圖書ヲ編輯シ又ハ著述シテ出版マントスル者ハ
ソノ管轄廳ヲ經テ内務省へ届出ツベシ ○板
權ヲ願フモノハ廿年間專賣ノ權ヲ與フベシ
○圖書刊成ノ上ハ製本三部ヲ納ムベシ ○版
權ヲ得ルモノハ免許料トシテ六部ノ定價ヲ納
ムベシ

⑦ 納本添書

一書名 何誰著 全部何冊
全部定價何円

右ハ何年何月何日出版御届仕 (板權免許相
成リ) 候処今般刺成ニ分三部納本仕候也
何府縣 身分 何誰 印
年月日 住野番号

⑧ 畧曆出版御願

何誰編輯 何紙 横寸法
一略曆名 何年何月何日出版

右ハ預テ御頒布相成候何年ノ本曆ニ因
リテ何誰節略致候者ニシテ一切條例ニ背
キ候義無之候間此度示談ノ上何干致ヲ
限リ出版致度就テ草稿御檢査ノ上出
版御差許シニ相成候ハ印紙御下渡シ奉
願候也

何府縣 身分 何誰 印
年月日 内務卿何誰殿

⑨ 隱居家督御願
一私義漸々老衰ニ及ビ候ニ付隱居仕長男

(養子) 某ニ家督相続為致度此段奉願上候也

年月日 住所身分 何誰 ㊦

府縣長官 又郡臣長 宛

○家督相続心得ノ略

家督相続人ハ必ス總領ノ男子タルベシ。若シ病死スルカ或ハ廢疾カ又ハ篤疾ニテ止ヲ得ザル事情アル片ハツノ更ニ詳細ニ記シ、一男三男又ハ女子ニ養子相続ヲ願ヒ出ツベシ。女子ナキモノハ血統ノモノヲ以テ相続ヲ願フベシ。○幼者ニ家督相続為致候トキハ親戚ノ内カ、又ハ他人ニテモ相當ノモノヲエラシ、後見人ヲ立ツベシ。○父兄叔伯等スベテ目上ノモノノ子孫等幸目下ノモノノ家ヲ相続スル片ハ相続人ト稱シテ養子ト稱スルヲ得ズ。○總テ相続人ヲ定ムルハ家主ノ死後五十日ヲ過カベカラズ。

⊕養子御願

何誰何誰何誰何誰地

身分

何誰三男

何誰 ㊦

何妻何月出生 何年何月

右ハ私養子ニ世貫受ケ長女誰ニ為娶度今般熟談相整ヒ人間此段御聞届被下度奉願候也

年月日 住所身分 何誰 ㊦

⊕養子離別ノ上再相続御願

一私養病氣ニ付先般何誰ニ男誰ヲ養子致シ相続為致候。即今私病氣全快仕リ某多病ニ付同人離別ノ上再相続仕度尤モ右ハ双方熟談ノ上連署仕此段奉願上候也

年月日 住所身分 何誰 ㊦ 何誰 ㊦

○養子離別再相続ノ心得

戸主疾病ソノ外、他ナキ事情アツテ養子相続マシムルニ前戸主病氣全快スルカ、又ハ養子犯罪ノトニ付、前戸主再ヒ相続シソノ養子ヲ実家へ差戻サントスルモノハ、双方熟談ノ上ニテ願出ルニ於テハ聞届クベシ。○養子戸主トナル後養父死亡シ、養母ソノ養子ヲ離別シ自ラ相続マシトスル者ハ、双方熟談ノ上願出ルニ於テハ聞届クベシ。

十二 一家ヲ察シ他家へ養子縁付御願

何郡何町何番地

何業

身分

何年何月

一私養去ル何年何月ヨリ実父ノ死逆相続
嚴在候処迄未ナカウツキ生活困難罷在候
然ル処何某方ニ相続人無之私ヲ養子ニ貴受
度旨示談有之候ニ付此度親族協議ノ上
私一家ヲ廢シ右何某ニ縁付申度元モ私一
家ヲ廢シ候テモ他ヨリ彼是故障申者無之
候間何卒右ノ段御許容被成下度奉願上候
也

年月日

右 何 誰 印

何區何町何番地

身分 親類 何 誰 印

住 所 地 号

貴受人 何 誰 印

戸長 何 誰 印

府縣長官
又郡區長 宛

十三 分家御願

何區何町何番地

二男 何 誰 一

右者此度分家仕何所ニ於テ何營業為致候
処隨ニ生活ノ目的相立候ニ付御許可被下度
此段奉願候以上

年月日 右父 何 誰 印

十四 損札引替御願

一金何圓也

但シ内 一回札 何故

右ハ毀損有之通用致兼候間何卒御交換
之程奉願候也

年月日 住所 何 誰 印

○損シ札引替ノ心得

水火又ハ鼠虫ノタノニ損マシテ引替ヲ乞ハバ其
損マシ原因ヲ認シ札ノ印章及ビ裡ノ紋色
ヲ檢査シ左ノケ條ニ照ラシテ引替スベシ
ヒ切レ三切レ細断ストモ大藏卿ノ印ヲ初ノ
上下ノ番号マデ糊貼シテ全部連続スル
モノ○札面ハ処々損スト虽モ印中二三字ヲ
損マシノミニテ中央ノ印裏表ノ番号トモニ
顯存スルモノ○縦横斜ニ損スルモ大藏卿
ノ印ハ全存シ中央ノ字カ明治通宝ノ印ノ
内一個並ビニ表ノ四隅ノ数字二個以上現存
シ上下ノ番号トモ一ナ所揃ヒタル者
右ハ全額ヲ以テ交換スベシ

大藏卿ノ印及ビ中央ノ数字明治通寶ノ印半残リ上下ノ番号ノ内一個存ズルモノ但シ大藏卿ノ印十字ノ内一個存ズル者細断スルトモ糊貼シテ大藏卿ノ印半残リ中央ノ字又ハ四隅ノ数字二個ヲ存シ上下番号ノ内一ツヲ残スモノ
右ハ半額ヲ以テ引替スベシ

(十五) 營業鑑札御願

何區何町何番地
身分
何誰
私義令被何商營業仕度尤御規則諸更堅ク相守可申候間何卒鑑札御下渡被下度奉願候也
年月日
右
何誰

(十六) 貫屬替御願

何郡何村何番地
士族
何誰
右者此度何府へ出仕又ハ何會社へ出頭仕候ニ付何府下何區何番地へ貫屬替被成下度此段奉願候也
年月日
右
何誰

郡區長宛

(十七) 改名御願

何區何町何番地
身分
何誰
私前書ノ通相名乘罷在候処何々ノ更改ニ依テ今般某ト改名仕度此段奉願候也
年月日
右
何誰
戸長
何誰

(十八) 改印御願

改印
右ハ從來所有ノ実印欠損(落失候ニ付今般印鑑ノ通致改印度此段御届申上候也但シ落失ノ義ハ警察署へモ御届申上候
年月日
右
何誰
右
何誰

(十九) 公園地拜借御願

私渡世ノ為ノ何々公園地内へ何月何日ヨリ來ル何月何日マテ日數何日ノ間何品ヲ出シ店仕度候間別紙繪圖面ノ通何十坪拜

借仕度尤モ一ヶ月一坪、付何錢ノ割合ヲ以テ賦金上納可仕候此段御許容奉願候
何區何町何番地

年月日
身分
何 誰
戸長 何 誰
何 誰

郡區長宛

警察署へモ届出へシ

(二十) 川中拜借御願

何區何川筋何町何番地濱沿
一長サ 何間 一出 何間

此坪何十坪

右川中拜借仕リ船繋ギ所ニ致度尤モ御規則ノ通堅ク相守可申候間此段奉願候

何郡何村何番地

年月日
身分
拜借人 何 誰
古濱地拜借人 何 誰
戸長 何 誰
何 誰

(二十一) 人力車御檢印御願

一人力車 何挺(輛)
内 二人乗何挺
一人乗何挺
右ハ私此度新ニ購求仕候ニ付御檢印被下

度車稅上納、義ハ御規則ノ通り此度相納ノ可申候也

何區何町何番地

年月日
身分
何 誰
戸長 何 誰
何 誰

(二十二) 銃砲檢印御願

一何々銃 何挺
右ハ私所持致シ遊獵且ツ非常ノ為ニ備置度候ニ付御檢印被成下度此段奉願候也

何郡何村何番地

年月日
身分
何 誰
戸長 何 誰
何 誰

(二十三) 能優業御鑑札願

一私義此度歌舞芝居能優業致シ度候ニ付下等稅御鑑札御下附被成下度此段奉願候也

何區何町何番地

年月日
身分
何 誰
戸長 何 誰
何 誰

前書申出ノ通等級相當ノ者ニ付真印仕候也

(二十四) 藝妓嫁禮奉願

何區何町何番地

何 太礼

何年何ヶ月

私義藝妓嫁禮任度諸事御規則堅ク相守可
申候間何等御鑑札御下渡被成下度此後奉
願上候也

年月日

右 太礼

父 何 誰 印

戸長 何 誰 印

(二十五) 婚嫁管業奉願

私夫婦永々ノ病氣殊ニ家族幾人相暮シ候故
困窮且夕ニ迫リ候然ルニ幸ヒ當何年ニ相成リ
候幾女たれト申者婚嫁管業致サテ共々稼キ
申度本人モ承知仕候二月本年何月ヨリ凡ソ
何ケ年ノ間何區何町何番地席貸業何誰方
座敷借受出稼仕聊クリトモ積立金ヲ以テ行
々正業ニ基キ申度右親類一統得心ノ上此
後奉願候也

何區何町何番地

身分

父 何 誰 印

本人 太礼 八甲

席貸人 何 誰 印

年月日

親類惣代 何 誰 印

戸長 何 誰 印

警察署長宛

(二十六) 寄留送籍御願

何區何町何番地

身分

何 誰

何年何ヶ月

右ハ私ニ男ニ候処何學修行ノ為何府管下何
國何郡何村何番地何誰方へ何ケ年ノ間寄
留為致度就テハ寄留証御下付被成下度此
後奉願候也

右父(兄)

年月日

何 誰 印

(二十七) 寄留同居人御届

何區何町何番地

身分

何 誰

右者本月何日ヨリ私方へ寄留同居致シ候間
此後御届申上候也

年月日

住所身分

何 誰 印

(二十八) 葬式改行御届

何區何町何番地

身分
何 誰

私義從來何區何町何番地何宗何寺ノ檀家
テ佛葬嘗ミ來リ候処今般亡父ノ遺命ニ依
リ何區何町何々社祠官ニ依頼シ神葬祭ニ
改式仕度板之何寺へ向後離壇ノ義通知致
シ置候間此段御届申上候也

年月日

右 何 誰 ㊦

郡區長宛

改宗御届

何郡何村何番地

身分
何 誰

私從來何郡何村何宗何寺ノ檀家ニ有之候
処遠隔ニテ寺役法用等差支(或ハ他ノ差
支ノ誤ヲ記ス)候ニ并今般何村何宗何寺
へ轉宗仕度様テ元受持ノ寺院へ通知双方
承諾ノ間此段御届申上候也

年月日

右 何 誰 ㊦

川洲出シ店御願

私義何商ノ者ニ候ニ并納涼中何々河中洲ノ
内長サ何間中何間拜借仕何々出シ店致度
相當ノ地稅差出シ御規則通り相守候間此
段奉願上候也

年月日

住所地号

何 誰 ㊦

戸長

何 誰 ㊦

警察署宛

路上日覆新設御願

一私義何商ノ者ニ候処日光差込商品ノ色
變リ健康ニ害アリト覺エ候ニ并何月何日
ヨリ何月何日マテ何日ノ間長サ何間出何丈
高サ何間段(或ハ水綿ハロス)ノ日除
相用申度尤往還ノ妨柱等取設不申且ソ非
常ノ節ハ早速取納可申候間右御許客之
程奉願候也

何區何町何番地

身分

何 誰 ㊦

年月日

新築御願

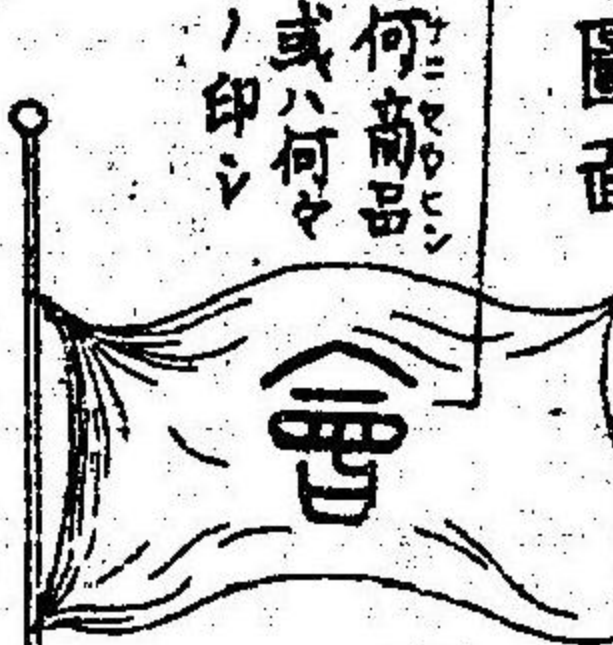
一私義何商ノ者ニ候処今般遠近來客ノ自
標ノ為私宅店先ノ傍ラヘ圖面ノ如キ旗章
ノアラフ建設仕度尤モ御規則ノ通答滴外
ニハ出シ不申候ニ并此段御許客被成下乃テ
繪圖面相添奉願候也

何區何町何番地

年月日

警察署宛

圖面



曲尺ニテ立何尺
横何尺

高サ何間

身分 何 誰
戸長 何 誰

卅三 尺代御願

私居宅表口痛何間破損致シ候ニ付草替致シ
度候間來ル何月何日ヨリ何月何日マテ九太本
ヲ以テ足代仕度尤モ往來ノ妨ニ不相成様注
意可仕候此段奉願候以上

年月日

何區何町何番地

身分 何 誰
戸長 何 誰

卅四 遊藝温習會御届

一本月何日午後何時ヨリ全ク何時マテ何席ニ
於テ何連中ノ者三絃ノ藝ヲ習テ後仕度元席料又
ハ茶油代等申受候義ハ決シテ無之候間此段
御届申上候也

何區何町何番地

年月日 催主 何 誰
住所番地 何 誰
席貸人 何 誰

卅五 雇入寄留御届

何縣管下何國何郡何町何番地
何 誰
幾男(弟女妹) 誰
右者本月本日ヨリ私シ方へ雇入寄留為致候
ニ付此段御届候也

何區何町何番地

年月日 身分 何 誰
戸長 何 誰

卅六 變死人

何縣管下何國何郡何町何番地
身分 何 誰
父母兄弟姉妹 誰
叔伯子女 何 誰
何年何ヶ月
右者平生無病ニ相見エ候得共時トシテ發狂

様ノ更相見え候ニ付家内一統注意保護仕居候
 候処昨夜皆々熟睡ノ際竊ニ脱出自宅ノ何処
 ニ於テ^{シテ}死^ス（何々河ニテ自投溺死）致居候間不
 取敢此段御届申上候也

年月日 右 何 誰 印
 伍長 何 誰 印
 戸長 何 誰 印

（卅七）行兇者御届

一當村内ニ於テ昨何日午後何時^{ツキ}斃者御座候
 ニ付早速^イ醫師何某ニ托シ療養手當仕候
 処已ニ^ス落命致シ（尚存命ニ有之）候條当人^テ
 持ノ往來奉相添此段御届申上候也

年月日 何 誰 印
 戸長 何 誰 印
 警察署宛

○行斃人取扱ノ心得

路上ニ行斃人アル片ハソノ所ノ警察署へ届出檢
 死ヲウケソノ上最寄ノ寺院ニ^カ埋^クノオキ立合ノ人
 連印ニテ死者ノ住所ノ町村へ^カ合^スニ及ブベシ
 往來券所持マカハルモノハ前ニ^シ取^ル計ニ而シテ
 路傍へ^ハ日^ニ建^ル申出ル者ナキハ埋葬シテ其
 旨又届出ツベシ

（卅八）醫師ヨリノ死亡御届

何區何町何番地 身分 何 誰
 何業 何 誰
 父 誰

病名 年月日死 何年何ヶ月
 右ハ私^ニ施^ス治^スノ患者ニ候処死去候間此段御
 届申上候也

年月日 何 誰 印
 醫師 何 誰 印
 身分 何 誰

（卅九）棄子御届

一當町内ニ於テ今何日午前二時頃^ニ年^ノ齡^ノ凡
 何年計リノ小兒^ヲ放^ス棄^ス有^ル之候ニ不^ト取^ル敢^ス後
 場へ拾ヒ揚養育仕置候此段御届申上候
 也

年月日 何 誰 印
 何區何町 戸長 何 誰 印

（四十）家出御届

何區何町何番地 身分 何 誰
 何年何ヶ月

右之者豫テ健忘ノ様子候処昨何日午後
何時ヨリ行迹不分明ニ分親戚ソノ他心当
ノ所々搜索致シ候得ドモ今以テ踪跡相
分り不申全ク家出致シ候義ト被存候ニ付
此段御届申上候也

年月日 何郡何村 戸長 何誰

〔甲一〕 盜難御届

昨何日夜表裡ノ戸口夫々締リ相付ケ一
同打卧(他出)午後何時頃目覚シ(帰宅)
致候処何処ヲ切破リ(押外)盜賊忍入
(ソノ容兒)衣類ヲ認ルトキハソノ由記載スベ
シ(簞子)ノ鏡前ヲ引放チ金錢衣類左
目錄之通り盜取ラレ候此段御届申上
候也

年月日 何郡何村何番地 身分 何誰

被盜品目録

一金何拾圓

内 金貨 何圓 紙幣 何十圓

一衣類

何縞袴何枚 單綿伴何點

何品 何個

一刃

幾腰

ソノ製作ノ大略ヲ記スベシ

○盜賊ノ遺留物アラバ右ノ書式ニ照シ別

紙ニ認メソノ品ニ添ヘ盜難届トモニ差

出スベシ

〔甲二〕 遺失物御届

一私義令何日午後何時頃ヨリ何処へ罷リ
越シ(歸路)何通りヲ何時頃故宅仕不圖心
付懐中相改候処左ノ品無之候
一何色何織紙入

但ソ内ニ何品何々
這入有之候

右ハ全ク途中ニテ遺失致候義ト被存候ニ
付此段御届申上候也

何郡何村何番地

年月日 身分 何誰

戸長 何誰

〔甲三〕 拾品御届

一何品 何個

私義令幾日午後何時頃何処マテ所用有之
罷越候途中何処ニ於テ右ノ品拾ヒ取り申
候依之右ノ品持参仕此段御届申上候也

年月日 何區何町何番地
身分 何誰 印

甲四 旅行御届

私義何ノ所用有リ之何縣管下何國何郡
何縣迄罷越度依之明何日ヨリ日数凡ソ
幾日ノ間不在ニ付此段御届申上候也

年月日 住野地号
戸長宛 何誰 印

甲五 往來券

何縣管下何國何郡何番地
身分 何誰 印
何年何ヶ月

右之者何々所用有之何縣下何國何郡
マテ罷越候ニ相違無之候為其往來券仍
テ如件

年月日 右戸長 何誰 印
前書之通ニ付與印候也
郡長 何誰 印

甲六 送籍御願

何國何郡何番地
身分 何誰 印

妻 九礼
長男 誰
以上 何人
右ハ今般何府管下何國何郡何番地へ轉
居仕候ニ付送籍御取計ニ被下度此段
御願申上候也

年月日 右 何誰 印
家主 何誰 印
伍長 何誰 印
戸長宛

甲七 縁組送籍御願

何郡何村何番地
身分 何誰
二女 九礼

右ハ此度媒介熟議相成何區何町何番
地何誰へ為嫁候ニ付送籍被成下度此段
奉願候也

年月日 右 何誰 印
伍長 何誰 印

甲八 出産御届

右本日午御何時出生住持者誰ト名付候間戸籍簿へ御編入被下度此後御届申上候

幾男 誰

何區何時何番地

年月日

身分 何誰 印

産婆 何誰 印

伍長 何誰 印

私通分曉御届

何誰幾男

何區何町何番地

何誰

何誰幾女た札ト密通シ
何年月何日出生

何誰

右御届申上候以上

何區何町何番地

年月日

婿父(兄)

何誰 印

五十 疥癬御届

私義昨夜ヨリ風邪ノ氣味ニテ發熱頭痛致出頭可仕ノ外何分惡寒難堪出兼候ニ付此後御断申上候也

何區何町何番地

年月日

出頭スベキ所ノ長官宛

證券一札之書式

五十一 借用金之證

一金何百圓也 但シ利子ハ金拾圓ニ付一ヶ月何程ノ定

右者今般無執要用ニ付借用申更明確也然ル上ハ何年月何日限リ前記載之利子ヲ加ヘ元利共無遲滞屹度返済可申候方一及掩延候ハ証人引受無相違辨償可仕候為後日借用証仍テ如件

年月日

住所番地 借主 何誰 印

全

証人 何誰 印

何誰殿

三十二 預リ金之証

一金何百圓也 但各利子認ノヤウ上ニ全シ若シ無利足ナラバ無利足ト認ム

右正ニ預リ置候外實正也然ル上ハ貴殿御入用ノ節ハ前記載ノ利子ヲ加ヘ元利共ニ無

相違^{キツト}迄度可致^シ返濟^シ候為^レ後日預^リ金證
書仍^モ而如^レ件

住所地号

年月日

預^リ主 何 誰 ⑩

保^証人 何 誰 ⑩

何 誰 殿

⑤三 抵當物差入借用證

一金何百圓也 但^シ元金何圓二分一ヶ月
利子金何錢ノ定

右之抵當ト^レテ左之通

一何品 何個

(抵當物詳細ニ記スベシ)

前書之金子借用申^出実正也然ル上ハ來ル何
年月何日限^リ前^シ顯ノ利子ヲ加ヘ元利
共^キ此度返濟可仕候^カ方一期限ニ至^リ返金
ニ差^サ間候ハ^ハ右ノ抵當物賣却致^シ其代
價ヲ以^テ可致^シ返濟候若^シ右代價ニテ不足
ヲ生^ジ候ハ^ハ証人ヨリ必^ズ辨償可申候為^レ
後日証書如^レ件

年月日

住所

借主 何 誰 ⑩

證人 何 誰 ⑩

何 誰 殿

⑤四 地所賣入證

一金 何百圓也

右為^レ賣物左之通

何^ノ府下何國何^ノ郡何^ノ村何^ノ番地

表間口 何間

裏行 何間

此坪數何百何十何坪何合
此地價何百圓

右地券狀 一通

年限中貸主へ相渡シ置候

右ノ地所我^ノ所^ニ有^ルニ^テ賦^カ在^ル候^カ今^ハ賣^出候^カ方^ニ賣
物ニ差^サ入^ル書面ノ通^リ金子借用仕候^カ方^ニ實
然^ル上ハ何年月限^リ返濟可仕候^カ方^ニ期^限
中ハ地代賣^出候^カ方^ニ取^立地租^ノ其^ノ區^ノ入^金等^ノ悉^ク
皆^ク賣^出候^カ方^ニ御^勤可有^ル之^レ候^カ方^ニ期^限ニ至^リテ
返^金及^テ返^延候^カ方^ニ早^ク速^ク券^狀名^前書^換奉^ル
願^ハ貴^方へ相^渡可^シ申^候為^レ後日地所賣入證
書仍^モ而如^レ件

年月日

住所

賣入主 何 誰 ⑩

證人 何 誰 ⑩

何 誰 殿

右之通り相違無^ク之^レ候^カ也

年月日

戸長 何 誰 印

至十五 田地書入之證

記

一金 何百圓也

此書入

何縣下何國何郡何邑何番地

字何々

一 中 田 何 又 畝 步

此價金何十圓

右ハ今般要用ノ義有之書面之地所別紙圖
面之通書入右金口正ニ借用申外確實也返
濟之義ハ本年本月ヨリ何年何月限リ金何
步(米)何程相添(元)利トモ此度返却可仕人若
其期ニ至リ致延滞候ハ券面ノ地實地証文
文ニ替替(地)券扶相添(地)所交付仕候乎証
人方ニ致擔當母子共無相違償却可申之
約証如此候也

何郡何村何番地

年月日

書人主

何

誰

印

保証人

何

誰

印

右之通相違無之候也

年月日

戸長

何

誰

印

○地所實(書)入規則之略

凡ソ地所實入ハ貸主ソノ地ト證唇ヲ受取ツテ
ソノ地ヲ作リ德米ヲ收メテ貸金ノ利足ニテツル
タイフ○地所實入ハ地券ヲ渡シテ年限ハ三年
ニ限ル○貸主ヘ地所引当ノ證文ノミヲ渡シ
借主ニテツノ德米ヲ取扱ヒ貸主ヘソノ幾分カ
ヲ利足ニ拂フヲ唇入トイフ○唇入ニハ地券
ヲ渡サズシテ年限ハ隨意タルベシ○實入唇
入ノ証文ニハソノ地ノ戸長ノ與印ヲ取リ役場
割印ヲ付シソノ與印割印ナキ証文ハ實入唇
入ノ効ナキモノトス

至六 建家書入實之證

一金何百圓也

此書入

建家一ヶ所或幾棟

一 毛 葺 二 階 作 本 屋

表問口何問

與行何問

右建坪何坪

右ハ何區何町何地ニ平屋(二階)造リ本屋
別紙圖面之建家拙者所有之候外本年何月
ヨリ來ル何月マテノ期限ニテ書入所員トシテ
右之金員正ニ借用申候外確實也然ル上ハ

万一返済致延引候節ハ右ノ建家引渡シ可
 申候若シ燃失其外何様ノ義有之候トモ
 証人引受可致テ償候其證如件
 實入主ノ持地ナラハ自分所持地内ノ建
 物ニ御坐候ト認ムベシ

年月日 借主 何 誰 印
 全

何 誰 殿 何 誰 印

右ハ私貸地ニ相違無之候也
 右地主 何 誰 印

前書証印候事

右戸長 何 誰 印

○建物借入賃規則ノ略

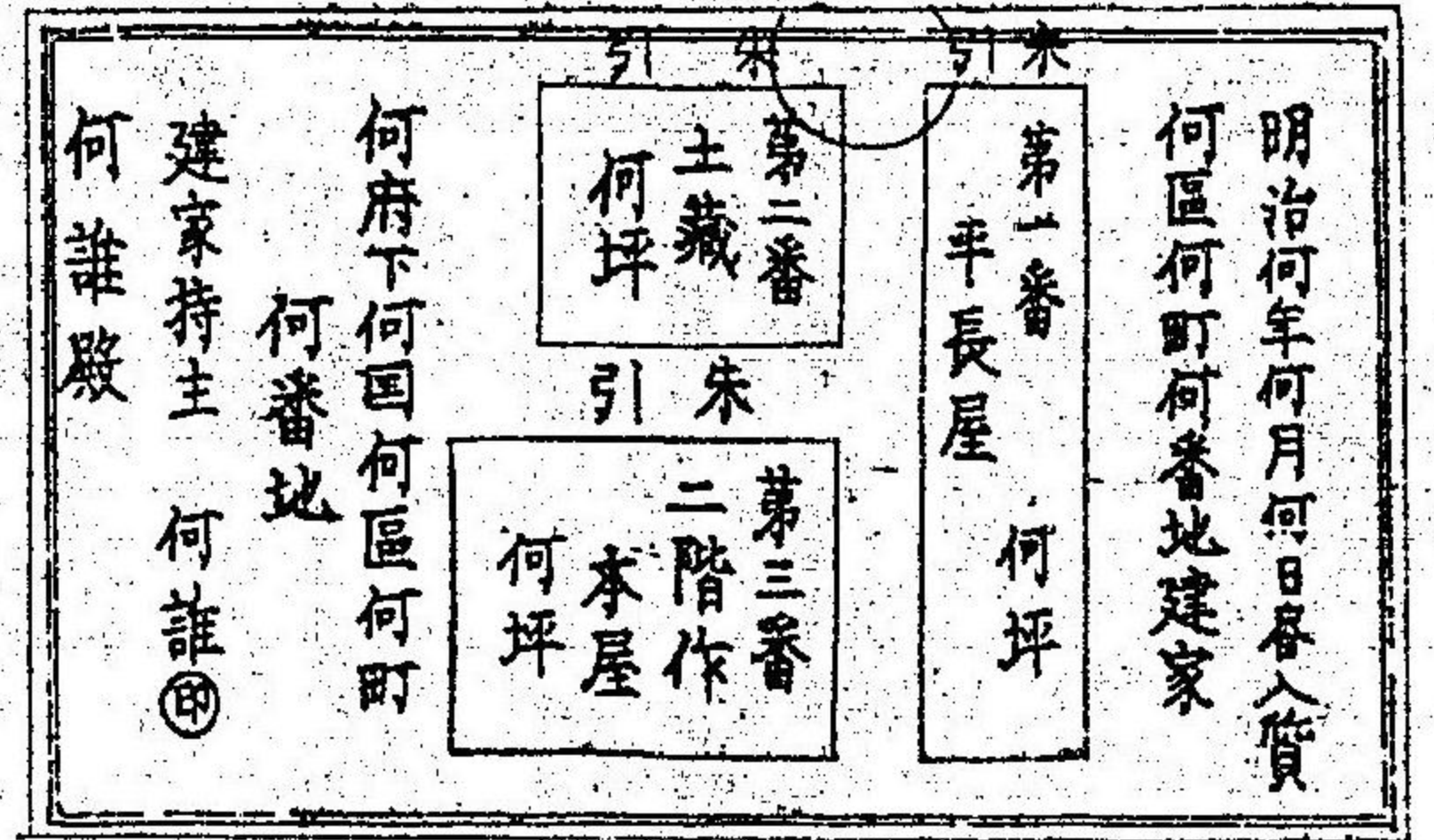
我所有ノ家ヲ借入賃トスルニハツノ証文ト
 面ニ戸長ノ與印別印ヲウケベシ ○貸主ハ其
 役場へ行キテ以上ノ手續ヲナスベシ如此ナラ
 ガル証文ハ右ノ効ナク通常貸借ノ証文ニ
 全シ

圖式

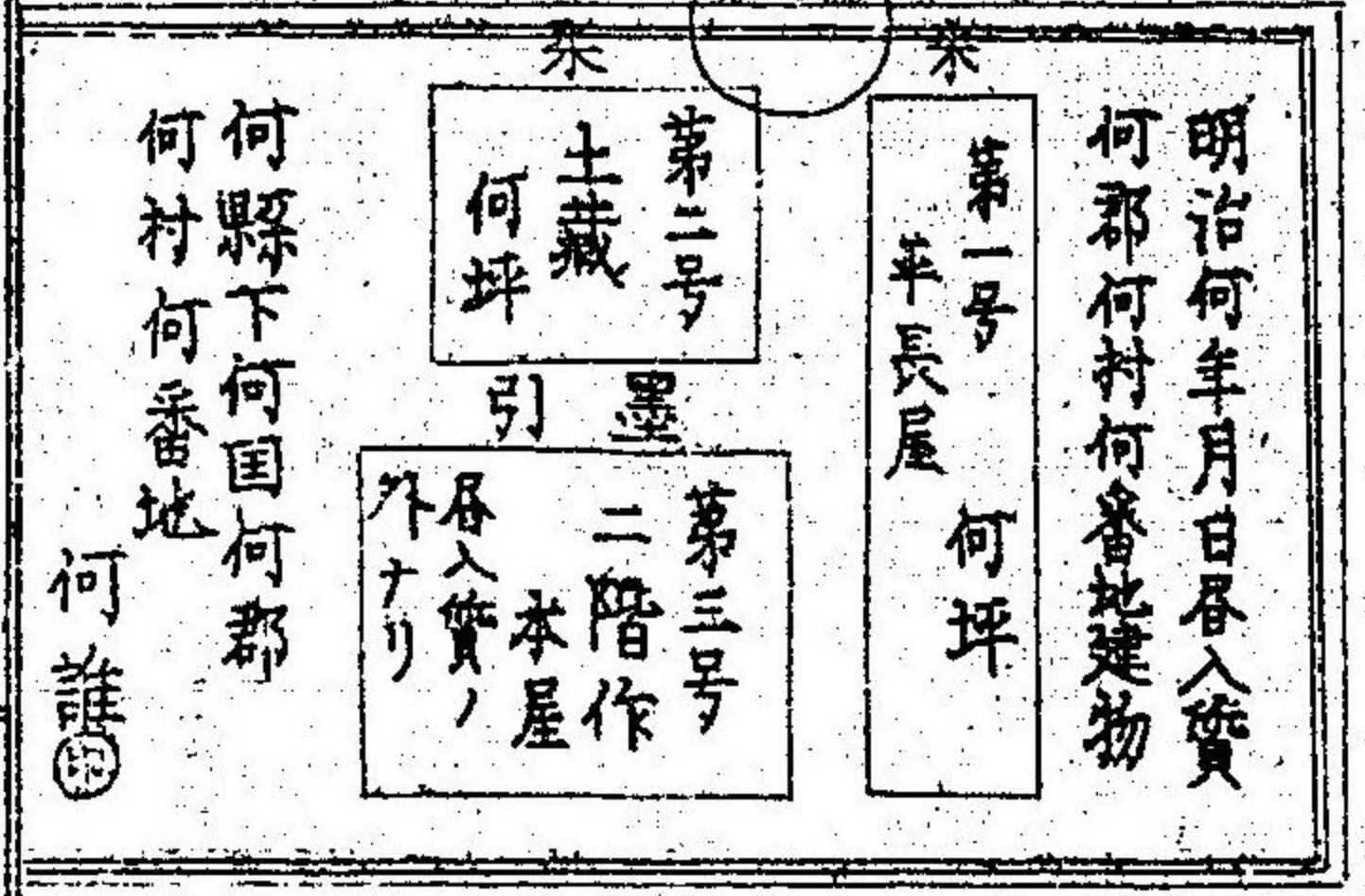
用紙ハ美濃紙ヲ用フベシ

建家ノ圖ヲ引ニ紙ノ上下左右凡線ノ外
 一寸バカリ明ククベシ ○一枚ノ紙ニテマキ

一圖



二圖



凡ハ何枚モ總
 合シテソノツギ
 ノニ印ヲ押ス
 ベシ ○圖ノ如
 ク三棟合セテ
 借入賃ニナス
 片ハ其由証文
 ニ記載シ圖面
 トモニ賃取主
 ニ渡シオケベシ
 但シ圖面ノ字
 シ一枚ヲ戸長
 役場へ出シ置
 ヲベシ
 第二圖ノ如ク
 第一号第二号
 ト合メテ二棟
 書入賃トナス
 トキハソノ二棟
 フ朱引ニシ他ノ
 建家ハ墨引ニ
 シテ書入賃ノ
 外ニト記シ賃
 取主ト戸長役

場トハ渡シ置

右戸長 何誰^印

建物書

三圖

入質記

何年何月何日

載帳ニ

何年何月何日何區何町何番地

買受或

建物ヲ何誰ヨリ買受(讓受)候

ハ讓受

何區何町何番地

ヲ記ス

何誰^印

法ハ第

四圖

三圖ノ

未何号

如シ

何年何月何日何區何町何番地

四圖ハ

何誰ヨリ何誰ハ入質トナ

燒失流

シタリ

亡等ノ

何年何月何日 燒失 流亡

一ヲ建

戸長 何誰^印

物質入

記載帳書込ムノ式也。○書入質トナシタル建家燒失流込スルハ建家持主ヨリソノ由各面ニ認メ戸長役場ニ届ケベシ。戸長役場ニ於テハ建物質入記載帳ノ番号ニ引合メ合点ヲナシ燒失流込等ノ一ヲ略記シ年月日ヲ記シ戸長ノ実印ヲ押スベシ。○右質物流失等ニ至リシハ代リ質ヲ取ルコト得ベシ。若シ借主代ハリ質ヲ出ス旨セザルカ出シ能ハザルハ期限内ト雖モ元利返済ヲ求ルノ訴ヲナスコトヲ得ベシ。

手七 雇人受状

何職管下何圖何部何能何番地

何誰ニ男(何女)

何誰

何年何ヶ月

右ノ者兼受合ニ相立當何年何月ヨリ來ル何年何月迄滿何年ノ間其許殿(何々)ノ雇人ニ差遣シ候処実正志給下金ノ義ハ三季中金何回ニ相定ノ則チ只今右ノ為金何回正ニ受取申候殘金ノ処ハ本人申出候ハ直ニ御渡シ可被下候且ノ期限中御暇ヲ乞ヒ或ハ更故ヲ申立本人ヨリ暇申受候節着給金差引シ本人引取可申候前條ノ通約定相極ノ候上ハ本人ニ丹真變差起候トモ蘇引受少シモ御迷惑相掛申間數候為後日受状仍而如件

住所

年月日

請人 何誰^印

何誰殿

雇人 何誰^印

手八 年季雇人受状

記

何所下何國何郡何邑何番地

何誰何親

何誰

何年何月

右ノ者今般工(商)業為傳習本年何月ヨリ來ル何年月マテ何々年期ニ相定メ其元般へ修行(小者生徒ニ差出シ右手當トシテ給金何程受候処正確也尤夏冬仕着被下候者承知仕候

若シ本人不滿意ニテ御暇被下候款又ハ本人病氣カ其他ノ故故ニ付私方ヨリ御暇相願ハハ右手當金返上仕ベク候方一季季中不埒ノ義有之ハハ貴殿方ニ於テ致習熟候職業被差遣メ承知仕候ソノ他本人身上ニ於テ何等ノ故故出來候トモ引受貴殿へ少シモ煩勞相掛ケ中間敷候為后日其証如此候也

何臣何町何番地

父兄又ハ親戚

年月日

全

保證人

何誰

(五九)借屋受狀

記

一何區何町何番地ニ建築有之候其元般借屋今般何誰ト申者借受住居申入人全人全國紙存シ隨成者ニ付諸事禁受人ニ相立申候処実正也家賃ハ一ヶ月金何程宛毎月何日限リ無遲延為相済可申候若シ相違致シハハ受人ヨリ相辨へ可申候且ツ家御入用ノ節ハ本人他出中タリトモ家族諸道具共禁方へ引取り早速時明ケ聊カ故障申間敷候

御國禁ノ件々ハ申ス及バズ御布令等堅ク相守リ諸勝負一切隠シ賣女等取扱ハテ不可申ハ勿論夜令親戚身寄ノ者タリハ無斷宿泊為致不可申候且借宅中如何様ノ變更出來候トモ其許般へ少シモ御迷惑相掛ケ中間敷候為后日借屋受狀仍而如件

年月日

借主

住所

何誰

何誰殿

請人

何誰

(六十)養子實受一札

一貴殿子息誰今般禁方へ實受候處確實也然ル上ハ自分實子出生致シ候氏者

誰へ無相違家督相續為致候為後日媒
以連署ニテ差入一札仍而如件

年月日 養父 何 誰 全 住所番地

媒人 何 誰 全

實父 何 誰 全

(六十一) 養子差遣ス一札

差入申一札之事

一此誰ト申者自分実子ニ有之候処今般何
誰殿ノ媒介ヲ以テ貴殿へ養子ニ差遣スル
実正也然ル上ハ生長ノ後無謂取戻シ候義ハ
決シテ無之方一無執訊柄出來候ハ、実意ヲ以
テ親談仕御承諾之上ニテ取計可申候為后
証書仍而如件

年月日 実父 何 誰 全 住所

親類 何 誰 全 養父 何 誰 全 惣代

(六十二) 土木受雇状

請員申家作之事

一建家 寺ヶ所

間口何間

與行何間

坪數何坪

代金 何百圓也

内金何程為手附正ニ受取申候

右普請別紙仕様帳ノ通前書代價ニテ受
員申候処実正也殘金ノ義ハ皆成ノ上御渡
可被下約定ニ御坐候尤作車向入念シテ手
扱不致、且又御増金等決シテ申出間敷、
万一仕様帳ト相違ノ虞又ハ仕上リ不宜候ハ
如何様共御差圖ノ通相直シ可申候若シ
當人故障申候款或ハ違変等候ハ、証人
之者引受御差問無之様可仕候為、後日
證各仍而如件

年月日 何 誰 全 何 誰 全 何 誰 全 何 誰 全 何 誰 全 何 誰 全 何 誰 全

何 誰 殿

(六十三) 為替手形

記

一金 何千圓也

右ハ先般積送り候何品何個代價ノ内貴
社何誰殿へ為替ニ取組候間來何月何
日限前全人へ御渡シ可被下候

何 誰 下 何 國 何 誰 何 誰

年月日
何國何港
何誰殿
何番地
何誰

④ 送り状
一何品
何百個

但シテ何物モ二分何貫目
右ハ今般通運會社飛脚松何九積込
致輸送候間着港(到着次第御照查ノ
上御領收可被下候
何國何區何号何番地

年月日
何國何港何町
何誰殿
何誰

⑤ 金錢受取

一金 何十圓也

右正(確手)確実致落手(掌候也
年月日
何誰

⑥ 品物受取

一何品 何個(幾包)
右點檢(封ノ込)正(收手(掌握)仕候也
何誰殿
何誰

⑦ 郵便心得 明治十六年六月改正

書狀之部

目方ニ込送 二錢 全四込送 四錢
全 六込送 六錢

以上右ノ割合ニテ目方ニ込送ヲ
増ス毎ニ税金ニ錢ノ印紙ヲ
増シ貼スベシ

○はがき之部

はがき一枚 二錢

○封皮之部

封皮
二錢長形二表二厘
全 角形二表二厘
四錢長形四表二厘
全 角形全
六錢長形六表二厘
以上

右ノ封皮ヲ用ルトキハ郵便物ノ目方
オモクシテ税高二不足ヲ生ズル片ハ
郵便切手ヲ以テ補フベシ

⑧ 新聞紙雜誌

毎月一回以上時期ヲ定メテ
発行スルモノ。

一ノ号一箇 ニテ差イ ダスモノ	目方十六匁マデ 全 卅ニ匁マデ 全 四十八匁マデ	一匁 二匁 三匁
-----------------------	--------------------------------	----------------

以上右ノ割合ニテ目方十六匁マデヲ
増ス毎ニ印紙ニ匁ツ、ヲマシテ貼
用スベシ

二号二箇 以上ヲ束 テ差出ス者	目方十六匁マデ 全 卅ニ匁マデ 全 四十八匁マデ	二匁 四匁 六匁
-----------------------	--------------------------------	----------------

以上右ノ割合ニテ目方十六匁マデヲ
マス毎ニ印紙ニ匁ツ、ヲ増シテ貼
用スベシ

〔六十九〕書籍類

并ニ見本品之部

目方八匁マデ 全 十六匁迄 全 卅四匁迄	二匁 四匁 六匁
----------------------------	----------------

以上右ノ割合ニテ目方八匁マデヲ
マス毎ニ二匁ノ印紙一枚ツ、ヲ増

シテ貼用スベシ

〔七十〕書留之部

郵便物一個ニ付 右何種ノ郵便物ニ拘ハラズテ 数料トシテ納ムベシ	六匁
---------------------------------------	----

〔七十一〕別配達郵便物之部

三府ハ	十匁
郵便局アル地ハ	六匁
郵便局ナキ地 路程十八丁迄	六匁
全卅六匁マデ	十二匁
全五十四丁迄	十八匁

以上右ノ割合ニテ路程十八丁マデ
ヲ増ス毎ニ税金六匁ツ、ヲ増シ
テ納ムベシ

〔七十二〕国内通運會社金子遞送料

金高	差出タル 地ヨリ六匁 二十五里以 内ハ	全シク六 凡五十里 以內ハ	全シク 七十五里 以內 ハ
----	------------------------------	---------------------	------------------------

五兩マデ	五 匁	六 匁	七 匁
十兩マデ	六 匁	七匁五厘	九 匁
二十兩マデ	八 匁	十 匁	十二 匁
卅兩マデ	十 匁	十二匁五厘	十五 匁

○其二

金高	差出		
	凡百	二百	三百
五兩マデ	八 匁	十 匁	十二 匁
十兩マデ	十 匁	十二 匁	十五 匁
二十兩マデ	十二 匁	十五 匁	十八 匁
卅兩マデ	十五 匁	十八 匁	二十 匁

○全シク配達料

金高	市内一里		在村一里		全上 別仕立
	マデ毎二	マデ毎二	マデ毎二	マデ毎二	
十兩マデ	一 匁	三匁五厘	七 匁	七 匁	
卅兩マデ	二 匁	五 匁	十 匁	十 匁	

市内ハ郵便局アル地、市外ハ郵便局ナキ地ヲイフ。又、路程ハ郵便局ヨリ受取入ノ住所マデヲ云フナリ。

一郵便局アル地名ハ郵便心得地名ノ部ニテ承知スベシ。

一郵便税ハ郵便切手ヲツノ郵便物ニハリ付、又ハ郵便はがき封皮ヲ用テ納ムベシ。正錢ニテ納ムベカラズ。

一郵便ヲ出ス方ニテ、ツノ税ヲ前納マサル片ハツノ届ケ先ヨリ定税ノ二倍ヲ納ムベシ。

一前納ノ税ニ不足アル片ハ其不足ノ二倍ヲ届サキヨリ納ムベシ。

一未納税又不足税ヲ届サキニテ、納ムベシ。郵便物ヲ差出人ハ戻シテ定税不足税ノ三倍ヲ納ムベシ。

一郵便物ノ届ケサキニテ、未納税不足税ヲ受取ル片及ビ支故アリテ其郵便物ヲ差出人ハ戻シ差出人ニテ未納税又ハ不足税ヲ受取ル片モ郵便局ニテツノ高ニ相當スル郵便切手ヲ郵便切手ヲハリツケ未納、又ハ不足トアル印ニテ消シ、受取証トナスベキニ付、ツノ切手ヲ目当トナシ、之ト引カヘニナレテ正錢ヲ納ムベシ。

一人民ヨリ官省、院、廳、府、縣、寺、ノ官廳并ニ郡區後、所へ差出ス郵便物ハ郵

便税ヲ前納シタルモノニ限ルベシ未納税又ハ不足税ニテ差スギハツノ郵便物ヲ差出人へ戻シ定税又ハ不足税ノ二倍ヲ納メシムベシ。

一 大切ナル郵便物ハ書留郵便ニテ差出シ郵便局又ハ郵便受取所ヨリ受取証各ヲ受トリオクベシ。

但シ書留手数料ハ郵便切手ニテ前納スベシ。

一 郵便局アル地ニシテ受取人へ暫時ノ猶豫モナク配達ヲ望ム者ハツノ郵便物ノ表面ニ別配達トシルシ又郵便局ナキ在村へ全断配達ヲ望ム者ハツノ郵便物ノ表面へ何地郵便局ヨリ別配達トシルシテ差出スベシ。

但シ別配達郵便物ハ郵便税別配達料トモ郵便切手ニテ前納シ且ツ書留手数料ヲ納メ居留メノ手数ヲナレテ差出スモノニ限ルベシ。

一 郵便切手ノ面及ビ封皮ハガキノ税額印面ニ墨ノアトツノホカノ汚レアルモノ及ビ破レ損シアリテ明瞭ノ検査ヲナシカタクモノ又ハ郵便局ノ外ニテ消シタルモノハ其功ヲウシテフベシ。

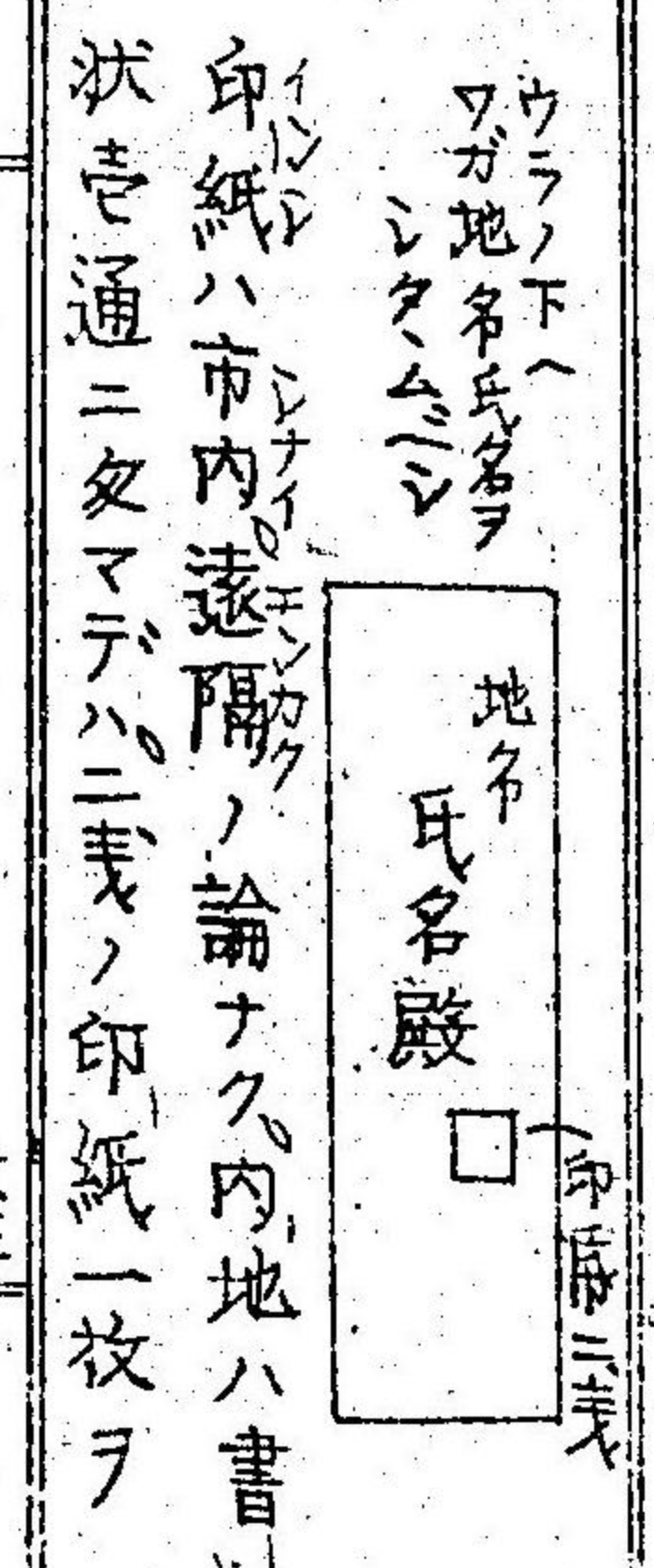
一 貨幣封入郵便物ハ届状ノ定税ヲ郵便切手ニテ前納シ及ビ前表割合ヲ以テ總送貨ヲ正錢ニテ納ムベシ。

但シ配達賃ハトツケ先ニテ之ヲ納ムベシ。

一 貨幣封入郵便物ハ東京西京大坂名古屋金沢ノ市内ヲ往復スルモノハ前表九五里以内ノ遞送賃ノ半高ヲ納メシムベシ又別ニ配達賃ヲ届ケサキニテ納ムベシ。

右ノ外郵便為替及ビ外國へ郵便差出方ツノ余ノ件々ノ詳細ハ郵便条例并ニ郵便心得ニテ辨知スベシ。

同ジク印紙貼法圖解



印紙ハ市内遠隔ノ論ナク内地ハ書状通ニ夕マテハ二枚ノ印紙一枚ヲ

張ルベシニ及以上ハニ支毎ニニ支ノ印
紙一枚ツマ増シハルベシ。

カキハシ
書留

印紙
書留
朱ニテシタムベシ

書留別配達ハ前表ノ通り印紙ヲ
張テ別配達ト朱ニテ認ムルト上ニ
オナシ。

不足税
或ハ先拂
不足税或ハ先私

右ノ如キ居込到来セバ其張ツケアル
印紙ノ税金ヲ異議ナク配達人
ニハラフベシ。

七十四 驛遞局貯金預り規則ノ略

凡ソ何身分何家業ヲトハス老少(但シ
十五才以下ノ幼年ハ他ナル受人ヲ立ベシ)男
女ニ拘ハラス預ケ金ヲマシト思ハバ本人郵便局
へ出テ出板ノ願書式ヲ申受之ニ宿所姓名職
業等ヲ記シ調印スベシ又役人ノ差圖ニヨツ
テハ戸長カソノ外他ナルモノヲ受人ニ立ツベシ
會社講中等ヨリ積立金ヲ預ケントナ

スハハソノ社長カ願取ヨリ申合テ書ヲ添ヘテ願
出ツベキ支以上ノ手續キニテ預ケ済ノ上ハ
後所通帳ト驛遞局長ノ通知書トヲ渡ス
ベシ通帳ハ預ケ金受取ノ片証拠トナルベキ物
ニエ大切ニ所持スベシ

八 受取方ノ心得

病氣災難又ハ婚礼入学或ハ非常ノ人用等
ニテ預ケ金ヲ受取ル片ハ其旨貯金預り所へ
申立テ通帳ヲ差出スベシ然ル片ハ預り所ヨリ
ソノ受取居ヲ出スベキ事然ル片ハ驛遞局長ヨ
リ貯金拂戻シノ合状ヲ預ケ人へワタスベシコレヲ
受取ラバソノ預り所へニキテ其預ケ金トコノ
合状ト引替ニ受取ルベシ○本人病氣ノ片ハ身
寄ノ者ヨリ医者ノ証書ヲ添ヘテ願出ツベシ
○本人病死カ又ハ罪ヲ犯シテ拘留セラレタルカ
或ハ懲役等ノ責故アル片ハソノ金受取ルベキ道
理アル人戸長カ本人ノ親類ノ證書ヲ添ヘ前
ノ手續ヲナシテ願出ツベシ預ケ金下渡スベシ
○貯金預ケ方ノ義ニツイテ驛遞局及ビ預り
所へ此支ニツイテ往復スル居込ノ郵便税并ニ
為替料書留料等ハ無税ノ事但シ表唇ニ
貯金ニ付願何云々ト記スベシ

同利足ノ心得

利足ハ一ヶ年三分元金ノ七分ニケ月ニ六厘トス乃

一東京大阪府下
 各局ハ五美トス
 一書留音信ハ通常
 音信料ノ半額ヲ
 カフベシ
 一待徴音信ハ出状人ヨリ
 ソノ照校ヲ願ハバ是又同様
 半價ヲ増シテ拂ハシム
 一届賃ハ一里以内道ノ遠近ニ拘ハラズ
 毎一通五美ヲ拂ハシム
 一ニ里以外ハ郵便ニテ届クベシ
 一横濱神戸長崎等ノ港内ニ碇泊スル
 船へ電信ヲ送達スル片ハ海路ノ遠近
 ニ拘ハラズ出状人ヨリ十五美ノ届トケ
 賃ヲ拂フベシ右三港ノ外ハソノ船ノ
 會社又ハ問屋へ送達ス依テソノ宛
 名ヲ詳カニ記載スベシ

赤	六	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
小	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
福	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
佐	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
久	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
熊	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
鹿	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
長	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五

七十六 大阪ヨリ各港へ出船日割

明治十四年
 六月改正

光運丸	大分丸	八幡丸	明光丸	錦水丸	速凌丸	豊後丸	明凌丸	豊中丸	第六丸	第一丸	筑紫丸	長寄丸	パール丸	第六丸	明運丸	山城丸	静凌丸	運輸丸	狭貫丸	平徳丸	第二丸	名草丸	竜丸	
下ノ開	多度津	高松	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻
肥後	中ノ治	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻
三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻

光運丸	大分丸	八幡丸	明光丸	錦水丸	速凌丸	豊後丸	明凌丸	豊中丸	第六丸	第一丸	筑紫丸	長寄丸	パール丸	第六丸	明運丸	山城丸	静凌丸	運輸丸	狭貫丸	平徳丸	第二丸	名草丸	竜丸	
下ノ開	多度津	高松	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻
肥後	中ノ治	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻
三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻	三田尻

六ノ	秋津丸	今治	下ノメキ	三ツカハマ	イタ
八ノ	光陽丸	長ハマ	八幡ハマ	今治	三ツカハマ
九ノ	電信丸	三田尻	三ツカハマ	ウツシマ	サカセキ
九ノ	八幡丸	別府	下ノメキ	上ノメキ	ウツシマ
九ノ	六甲丸	別府	八幡ハマ	サカノセキ	ウツシマ
九ノ	浦安丸	三田尻	ナカサキ	ナカハマ	ウツシマ
五ノ	朝陽丸	上ノメキ	ナカサキ	三田尻	下ノメキ
十ノ	佐伯丸	今治	ナカサキ	ナカハマ	三田尻
十ノ	平運丸	今治	ナカサキ	ナカハマ	三田尻
一六ノ	大勢丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
一六ノ	新若浦丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
一六ノ	備前丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
三ノ	廣渡丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
三ノ	若海丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
三ノ	貴保丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
四ノ	無支丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
四ノ	廣島丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
四ノ	安凌丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
五ノ	二廣嶋丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
五ノ	二廣嶋丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
五ノ	二廣嶋丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
一ノ	平辰丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
一ノ	大菴丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
臨時	神山丸	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道

全	光亀丸	佐伯	三田尻	尾ノ道	尾ノ道
九ノ	康安丸	神戶	三田尻	尾ノ道	尾ノ道
町	高田丸	タカタ	タカタ	尾ノ道	尾ノ道
	此花丸	下ノメキ	ハカサキ	尾ノ道	尾ノ道
	安亭丸	下ノメキ	ハカサキ	尾ノ道	尾ノ道
	多カヲ丸	ヨコハマ	東京	尾ノ道	尾ノ道
	末廣丸	徳島	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
	鵬勢丸	徳島	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
	巳卯丸	徳島	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
	大陽丸	徳島	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
	結然丸	徳島	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
	大安丸	ムヤ	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
四ノ	琴平丸	タカマツ	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道
八ノ	名草丸	神戶	尾ノ道	尾ノ道	尾ノ道

七十七 全乗合賃表

大坂ヨリ	上	中	下	等
多度津	一円七十五銭	一円六十五銭	一円	円
高松岡山	全	一円六十五銭	一円	円
新居濱	二円六十五銭	一円七十五銭	一円五十銭	円
尾ノ道	二円五十銭	二円	一円七十五銭	円
今治	二円五十銭	二円	一円七十五銭	円
廣島	二円五十銭	二円五十銭	二円	円
三ツカ濱	三円	二円五十銭	二円	円
室津六関	四円	三円	二円五十銭	円

三田 下ノ 六ノ	四円五十銭	三円五十銭	二円五十銭
博多	六円	五円	四円
今治	六円六五銭	五円六五銭	四円六五銭
長寄	六円五十銭	五円五十銭	四円五十銭
肥後	七円五十銭	六円五十銭	五円五十銭
(八十八) 郵便 賃金表			
横ハマヨリ上	等上	等下	等
神戸マデ	三十四ル		
馬関マデ	三十四ル		
長寄マデ	三十四ル		
上海マデ	六十五ル		
但シ小児三才マデハ無賃 二才マデハ半價ナリ			
(八十九) 全表			
但シ東京ヨリ各港へ			
大坂及ビ	神戸マデ	上十円	下五円
四日市マデ	三円	馬関マデ	八円
八丈島マデ	五円		
小笠島マデ	六円五十銭		
鹿島島マデ	十円		
箱館マデ	上十三円	下八円	
新湊マデ	十八円		
小樽マデ	十三円		

(八十) 利足制限法

凡ソ金円貸借上ノ利足ヲ別テ契約上ノ利足ト法律上利足トス。契約上ノ利足トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ベキ利足ニシテ元金百円以下ニテ年付二割百円以上千円以下ハ一割五分トス。若コノ高フコトスハ裁判上功ナキモノトシテ各ソノ制限法ニ照シテ引ナホサシム。法律上ノ利足トハ人民相互ノ契約ヲ以テ利足ノタカヲ定メザルハ裁判官ヨリ言クマス所ノ利足ニシテ元金ノ多少ニカハラス年ニ六分トス。定限利足ノ外ハスベテ相互ノ契約ヲ以テ礼金捧利等ノ名目ヲ用フルモスベテ裁判上功ナキモノトス。返済ノ期限ヲ違フハ負債主ヨリ債主ヘ對シテ積金罰金違約金等差出スベキコトヲ約定スルアルモスベテ損害ノ補償ト見ナシ裁判官ニ於テソノ債主ノ責実ウケタル損害ノ補償不相當ナリト思慮スル所ハ之ニ相当ノ減少ナスコトヲ得

(八十一) 證券印紙貼用心得

第一類

○吉買口田并ニ職業者ニ管ル金錢ノ受取
右金高十円以上八一匁ノ印紙十円
以下ハ印紙界紙ニ及ハズ

○預リ金ノ証文 ○譲リ金ノ証文
耕地小作ノ証文
右金高十円以上八一匁ノ印紙十円以下
ハ界紙ヲ用フミシ

○貨物預リ券 ○會社株手形
荷物送り状 ○全預リ證

○地所建物品并ニ公債譲リ渡ノ証
跡式譲リ状
右金高ニ拘ハラズスベテ一匁ノ印紙
ヲ用フミシ

萬二類

○預リ金ノ證 但シ使用マサル
明文ナキモノ ○預リ米全
借用金ノ証 地所建家賣買ノ証
○全ク借入貸入証 ○金錢約定ノ証
○受負ノ証 ○公債各類賣買ノ証
○賣買約定ノ證 ○品物約定ノ証
○諸品貸入ノ証 賣買用 諸品預リ証
○米穀借用ノ証 ○敷金ノ証文
○雇人受状 ○借用証文
○借家証文
右八十円以下米五石以下 雜穀十石以下
ハ界紙ヲ用フミシ
金十円以上米十石以下米五石以上十石以下雜
穀十石以上米十石以下八一匁ノ印紙ヲ貼
用スミシ

以上幾許ノ高ニイタル凡金八十円米八五
石雜穀八十石毎二匁ノ印紙ヲ増ス

萬三類

○諸酒切手 壹分以下ハ印紙ニオヨバズ
壹分以上二斗以下ハ 一匁ノ印紙
一斗以上二斗以下ハ 二匁ノ印紙
以上幾許ノ高ニイタル凡一斗毎ニ
一匁ノ印紙ヲ増ス

○食類切手
六五匁以下ハ印紙ヲ用フルニ及ハズ
六五匁以上二兩五十匁以下ハ
一匁ノ印紙
二兩五十匁以上五兩以下ハ
二匁ノ印紙
五兩以上十兩以下ハ
三匁ノ印紙
以上之ニ准ジテ印紙ヲ増ス

○為替手形 ○荷為替手形
金高五十円以下ハ界紙ニ及ハズ
金五十円以上百円以下ハ 一匁ノ印紙
百円以上百五十円以下ハ 二匁ノ印紙
百五十円以上三百円以下ハ 三匁ノ印紙
以上幾許ノ高ニイタルモ右ニ准ジテ
印紙ヲ増ス

縣田秋	縣森青	縣手岩	縣城官	縣島福	縣野長	縣阜岐	縣賀滋	縣梨山
前羽 郡田秋 田秋	與陸 郡輕津 森青	中陸 郡手岩 岡盛	前陸 郡城官 臺仙	代岩 郡夫信 嶋福	濃信 郡内永 野長	濃美 郡見厚 卓岐	江込 郡賀滋 秀別	斐甲 郡梨山 府甲
水三 百四十九 二丁里	百九十九 二丁間	百四十 十丁間	九十二里 五十八丁 五十二間 二尺	七十里 廿九丁 廿三間 二尺	五十八里 廿三丁	百〇三里 九丁	百九八里 廿四間	六五里 十七丁 十四間 五尺
陸中 郡	陸與 郡	陸前 郡	陸中 郡	陸前 郡	信濃 郡	美濃 郡	近江 郡	甲斐 郡
四十五 石余	四十 石余	八十五 石余	七十 石余			百十二 石余		廿二 石余

縣岡靜	縣知愛	縣重三	縣本初	縣木茂	縣葉千	縣馬群	縣館函	縣玉崎
河駿 郡部安 岡靜	張尾 郡知愛 屋古	勢伊 郡濃安 部下	野下 郡賀都 本初	陸常 郡城茂 戸水	総下 郡葉千 葉千	野上 郡馬群 橋前	嶋渡 館函	武藏 郡立足 和浦
四十六里 十三丁 五十九 三尺	九十四里 九丁 一問	百十二里 十五丁	六八里 廿丁	六九里 廿九丁 廿四ケ 五尺	十里十八丁 四十五間 八尺	六六里		六里 二間
駿河 郡	尾張 郡	伊勢 郡	下野 郡	常陸 郡	上総 郡	上野 郡		武藏 郡
七十五 石	百廿三 石余	八十七 石余	七十六 石余	百卅 石余	九十七 石余	六十三 石余		九十二 石余

州

縣山和	縣口山	縣島廣	縣山岡	縣根島	縣井福	縣山富	縣川石	縣形山
伊紀 郡草名 山和	防周 郡敷吉 口山	藝安 郡田沼 島廣	前備 郡野美 山岡	雲出 郡根島 江松	前越 郡羽足 井福	中越 郡川新 山富	賀加 郡川石 沉金	前羽 郡山村 形山
九間 三六 尺	二六 八尺	二四 五尺	百八 十里	二二 九尺			百九 七尺	九十五 里
紀伊 七郡	長門 防各 周	安藝 備後 八郡	備前 備中 備後 各六郡	出雲 隱岐 石見 並二郡	越前 若狹	越中	加賀 能登 四郡	羽前 羽後 四郡
四十 萬石	百一 萬石	四十八 萬石	百十九 萬石				百〇五 萬石	五十五 萬石

縣壽官	縣本熊	縣賀佐	縣分大	縣岡福	縣媛愛	縣知高	縣島德	縣取鳥
向日 郡崎官 壽官	後肥 郡田飽 本熊	前肥 郡賀佐 賀佐	後豐 郡分大 内府	前筑 郡那阿 岡福	豫伊 郡泉温 山松	佐土 郡佐土 知高	波阿 郡東名 島德	幡因 郡美邑 取鳥
	三百 廿五 里		三百 廿里	三百 十尺	二百 四十九 里	二百 廿九 里		
日向 二円	肥後 十四 郡	肥前	豊後 八郡	筑前 筑後 各二郡	伊豫 讚岐 各一郡	土佐 七郡	阿波 一郡	因幡 伯耆 各一郡
	八十五 萬石		五十 萬石	九十八 萬石	七十六 萬石	八十九 萬石		

水ノ水五

戸塚 ニリナ ニリナ	藤沢 ニリナ ニリナ	平塚 ニリナ ニリナ	大磯 ニリナ ニリナ	小田原 ニリナ ニリナ	箱根 ニリナ ニリナ	三島 ニリナ ニリナ	沼津 ニリナ ニリナ	原 ニリナ ニリナ	吉原 ニリナ ニリナ	蒲原 ニリナ ニリナ	由井 ニリナ ニリナ	オキツ ニリナ ニリナ	江尻 ニリナ ニリナ	静岡 ニリナ ニリナ	マリコ ニリナ ニリナ	岡部 ニリナ ニリナ	藤枝 ニリナ ニリナ	島田 ニリナ ニリナ	会谷 ニリナ ニリナ
木曾路洗馬 ヨリ松本ヲ經 善光寺街道	御油	豊川	長山	新城	滝川	門谷	鳳来寺	大野	巢山	大平	熊村	石打	西川	戸倉	秋葉	阪下	三倉	本林	掛川
岩沼	槻木	舟迫	大川原	金子瀬	川田	白石	越川	貝田	瀬上	マノ島	二本松	郡山	笹川	スカ川	笠石	矢吹	中畑	踏瀬	大田川

州七

日阪 ニリナ ニリナ	掛川 ニリナ ニリナ	袋井 ニリナ ニリナ	見附 ニリナ ニリナ	濱松 ニリナ ニリナ	舞坂 ニリナ ニリナ	新井 ニリナ ニリナ	白スカ ニリナ ニリナ	ニ夕川 ニリナ ニリナ	豊橋 ニリナ ニリナ	御油 ニリナ ニリナ	赤阪 ニリナ ニリナ	藤川 ニリナ ニリナ	岡崎 ニリナ ニリナ	知立 ニリナ ニリナ	鳴海 ニリナ ニリナ	海七里 ニリナ ニリナ	末名 ニリナ ニリナ	田市 ニリナ ニリナ
東海道掛川ヨ 秋葉鳳来寺	豊川道	二見	朝熊	宇治	山田	小幡	榑田	松坂	六軒	月本	雲津	津	上野	白子	神戸	追分	東海道追分ヨ 伊勢参宮道	宇津宮
根田	白川	白坂	芦野	越堀	大田原	作山	キツ川	氏家	川スツ	白沢	日光	今市	大沢	徳郎	野沢	宇津宮	宇津宮	宇津宮

程ヶ谷 一リ六丁
金川 二リ九丁
川寄 二リ九丁
品川 二リ九丁
東京 二リ九丁
東京ヨリ西京へ
本曾街道
東京 二リ九丁
洗馬 一リ六丁
郷原 一リ六丁
村井 一リ六丁
松本 一リ九丁
岡田 一リ九丁
須原 一リ九丁
会田 一リ九丁
麻績 一リ六丁
イナリ山 一リ九丁
株井 一リ九丁
タシハ島 一リ九丁
善光寺 一リ九丁
備前岡山ヨリ
長崎海道
中野 一リ九丁
長野 一リ九丁
仙臺 一リ九丁
七北田 一リ九丁
吉岡 一リ九丁
三本木 一リ九丁
多志水 一リ九丁
筑前 一リ九丁
宮野 一リ九丁
金沢 一リ九丁
アノカベ 一リ九丁
一ノ関 一リ九丁
山崎 一リ九丁
前沢 一リ九丁
水沢 一リ九丁
金ヶ崎 一リ九丁
鬼柳 一リ九丁
茗巻 一リ九丁
石トヤ 一リ九丁
郡山 一リ九丁
高尾 一リ九丁

高崎 一リ六丁
板バネ 二リ七丁
安中 一リ六丁
松井田 二リ九丁
阪本 二リ九丁
丸井沢 二リ九丁
香嶽 一リ六丁
追分 一リ六丁
小田井 一リ九丁
岩村田 一リ九丁
八幡 一リ九丁
望月 一リ九丁
芦田 一リ九丁
長久保 一リ九丁
和野 一リ九丁
下諏訪 一リ九丁
洗馬 一リ九丁
本山 一リ九丁
神辺 一リ六丁
今津 一リ六丁
尾ノ道 一リ九丁
三原 一リ九丁
本郷 一リ九丁
田ノ里 一リ九丁
四日市 一リ九丁
海田市 一リ九丁
廣島 一リ九丁
北日市 一リ九丁
玫瑰 一リ九丁
関戸 一リ九丁
多志水 一リ九丁
今市 一リ九丁
呼坂 一リ九丁
久保市 一リ九丁
茗岡 一リ九丁
徳山 一リ九丁
福川 一リ九丁
盛岡 一リ九丁
遊民 一リ九丁
沼宮内 一リ九丁
小繁 一リ九丁
一戸 一リ九丁
福岡 一リ九丁
金田 一リ九丁
三戸 一リ九丁
浅水 一リ九丁
五戸 一リ九丁
藤島 一リ九丁
三本木 一リ九丁
七戸 一リ九丁
有戸 一リ九丁
横濱 一リ九丁
中野 一リ九丁
田名部 一リ九丁

山花 一リセ	矢セ 一リ	トチウ 一リ	ホウ村 一リ半	細川 一リ	朽木 一リ	保坂 一リ半	山中 一リ半	熊川 一リ半	一ノマ 一リ半	天トシ 一リ	日ガキ 一リ	オニハ 一リ	小濱 一リ	アリカ 一リ	クラン 一リ	相田 一リ	氣山 一リ	佐野 一リ	フツタ 一リ	マキ 一リ	八丁 一リ																							
山中 一リ	山口 一リ	和可山 一リ	高野山道 一リ	大阪ヨリ 一リ	堺 一リ	福町 一リ	三田市 一リ	橋本 一リ	カムロ 一リ	カネ 一リ	高野 一リ	湯島道 一リ	十三 一リ	神寺 一リ	伊丹 一リ	小濱 一リ	庄セ 一リ	道場カ 一リ	三田 一リ	古市 一リ	追入 一リ	柏原 一リ	佐次 一リ	遠坂 一リ	夫ナ 一リ	和山 一リ	江原 一リ	豊岡 一リ	湯島 一リ	大阪ヨリ 一リ	金刀比羅道 一リ	大阪 一リ	尼ヶ寄 一リ	西ノ宮 一リ	神戸 一リ									
関 一リ	塩沢 一リ	浦佐 一リ	堀ノ内 一リ	川口 一リ	長岡 一リ	寺泊 一リ	赤坂 一リ	新瀨 一リ	高寄 一リ	金子 一リ	北松 一リ	中山 一リ	塚原 一リ	布施 一リ	須川 一リ	相卷 一リ	萩原 一リ	永井 一リ	浅貝 一リ	三ツ股 一リ	湯沢 一リ	関 一リ	塩沢 一リ	六丁 一リ	浦佐 一リ	堀ノ内 一リ	川口 一リ	北松 一リ	中山 一リ	塚原 一リ	布施 一リ	須川 一リ	相卷 一リ	萩原 一リ	永井 一リ	浅貝 一リ	三ツ股 一リ	湯沢 一リ	関 一リ	塩沢 一リ	六丁 一リ	浦佐 一リ	堀ノ内 一リ	川口 一リ

金山 一リ	敦賀 一リ	大阪ヨリ 一リ	出雲ノ 一リ	大社道 一リ	大阪 一リ	尾寄 一リ	西ノ宮 一リ	神戸 一リ	兵庫 一リ	明石 一リ	加古川 一リ	姫路 一リ	橋寄 一リ	千本 一リ	左用 一リ	土井 一リ	勝又 一リ	津山 一リ	壺井 一リ														
阿ノ 一リ	諸馬 一リ	三田 一リ	古市 一リ	追入 一リ	柏原 一リ	佐次 一リ	遠坂 一リ	夫ナ 一リ	和山 一リ	江原 一リ	豊岡 一リ	湯島 一リ	大阪ヨリ 一リ	金刀比羅道 一リ	大阪 一リ	尼ヶ寄 一リ	西ノ宮 一リ	神戸 一リ	壺井 一リ														
北松 一リ	中山 一リ	塚原 一リ	布施 一リ	須川 一リ	相卷 一リ	萩原 一リ	永井 一リ	浅貝 一リ	三ツ股 一リ	湯沢 一リ	関 一リ	塩沢 一リ	六丁 一リ	浦佐 一リ	堀ノ内 一リ	川口 一リ	北松 一リ	中山 一リ	塚原 一リ	布施 一リ	須川 一リ	相卷 一リ	萩原 一リ	永井 一リ	浅貝 一リ	三ツ股 一リ	湯沢 一リ	関 一リ	塩沢 一リ	六丁 一リ	浦佐 一リ	堀ノ内 一リ	川口 一リ

大日本道中記 終



東京名所旧跡

上野公園地	芝公園地
飛鳥山公園地	淺草公園地
深川八幡公園地	公樂園
隅田堤櫻	堀切邑茶曹蒲
龜戸藤	八王子瀑布
滝の川紅葉	不忍池
神武天皇社 王ニアリ	招魂社 九段坂ニアリ
博物館	山王神社 コラシマニアリ
神田神社 湯島ニアリ	湯島天満宮
秋葉社 神田ニアリ	鳥越神社
墨田	洲崎辨天
堤	氷川神社 小石川ニアリ
三田	赤城天神 牛込ニアリ
社 曙	市ヶ谷八幡宮
水天宮 蛸壳ニ	龜戸天神
妻戀神社	富岡八幡宮
牛天神社	根津神社
芝太神宮	赤坂氷川神社
三園神社 小梅村	琴平神社
	吾嬬社 龜戸
	牛島神社 小梅邑
	白鬚神社 全右
	愛宕神社

泉岳寺。ハツ山	護國寺
靈岩寺	回向院
東本願寺。浅草	西本願寺。菜地
堀内祖師堂	新井薬師堂
雑司ヶ谷鬼子母神	帝釋大王
目黒不動	目赤不動
待乳山ノ聖天	日暮の里
吹上柳庭	演義宮柳庭
上野東照宮	

西京名所旧跡

柳苑。柳野ノ内	博物館
二條城。神泉苑	東本願寺
六角堂	西本願寺
白峯神社。一条戻橋	興正寺
上柳堂	下柳堂。妙満寺
鞆堂。観音	本能寺
夫田寺	錦天神
誓願寺。道場	八坂御放所
蛸薬師	三條大橋
知恩院。大鐘	圓山安養寺
長樂寺	土水。辨天
四條河原	東大谷
建仁寺。戎社	八坂神社
高臺寺	七観音

八坂塔	鳥部山
清水寺	正法寺
栗田神社	植髪柳坊
南禅寺	永観堂
重鑑寺	安樂寺
銀閣寺	新ヶ谷
真如堂	新黒谷
八喰。地藏	熊野神社
吉田神社	百萬遍
下賀茂神社	三宅入幡宮
赤山神社	玉山。稻荷神社
御影神社	八瀬。大原
比叡山	極楽院
寶光坊	末迎院
勝林院	オボロ。清水
建礼門院	江文神社
貴布祢神社	鞍馬山。毘沙門
上賀茂神社	紫野。大徳寺
今宮神社	松岡山
北野天満宮	平野神社
等持院	金閣寺
龍安寺	住吉神社
御室仁和寺	今ク八十八ヶ所
五智寺	禊ノ尾

高尾神護寺	桐ノ尾
愛宕山	月ノ輪時雨櫻
水ノ尾	嵯峨。虚空藏
野々宮。有栖川	福田寺
天龍寺	嵐山。渡月橋
松ノ尾神社	梅ノ宮神社
木島神社	庚申堂
玉生野地藏	島原遊女町
東寺。大師堂	歌野中山
洛東蓮花王院	清閑寺
三十三間堂圖	小松谷松林寺
	六原觀音
	新日吉神社
	耳塚。忠信ノ塚
	知積院。繼信ノツカ
	大佛
	三十三間堂
	今熊野神社
豐國神社	今ク觀音
伏見稻荷大社	鳥羽恋塚
七面山	御香ノ宮。スミヅノ寺
安樂行院	泉涌寺
藤ノ森稻荷社	雲龍院
塚本社	妙安寺。旧。無僧ノ



三寶院	一言寺
鍋田三條右大臣塚	上醍醐寺
柳大明神	日野樂師堂
水幡藥師院	三室戸
黃蘗山	宇治川
宇治茶園	懸神社
平等院	扇ヶ芝
淡ノ城跡	柳谷觀音堂
男山八幡宮	長岡天神
粟生光明寺	善峯寺
三鈷寺	石作神社
向日明神	山崎寶寺
離宮八幡宮	

(八) 大坂名所舊跡

御城	天満天神
造幣局。天神橋	櫻ノ宮
住吉	浪老橋公園北
大社	柳靈神社
之田	西本願寺
	東本願寺
	坐摩神社
	稻荷神社
	新町遊女屋
安治川磁石橋	阿弥陀池

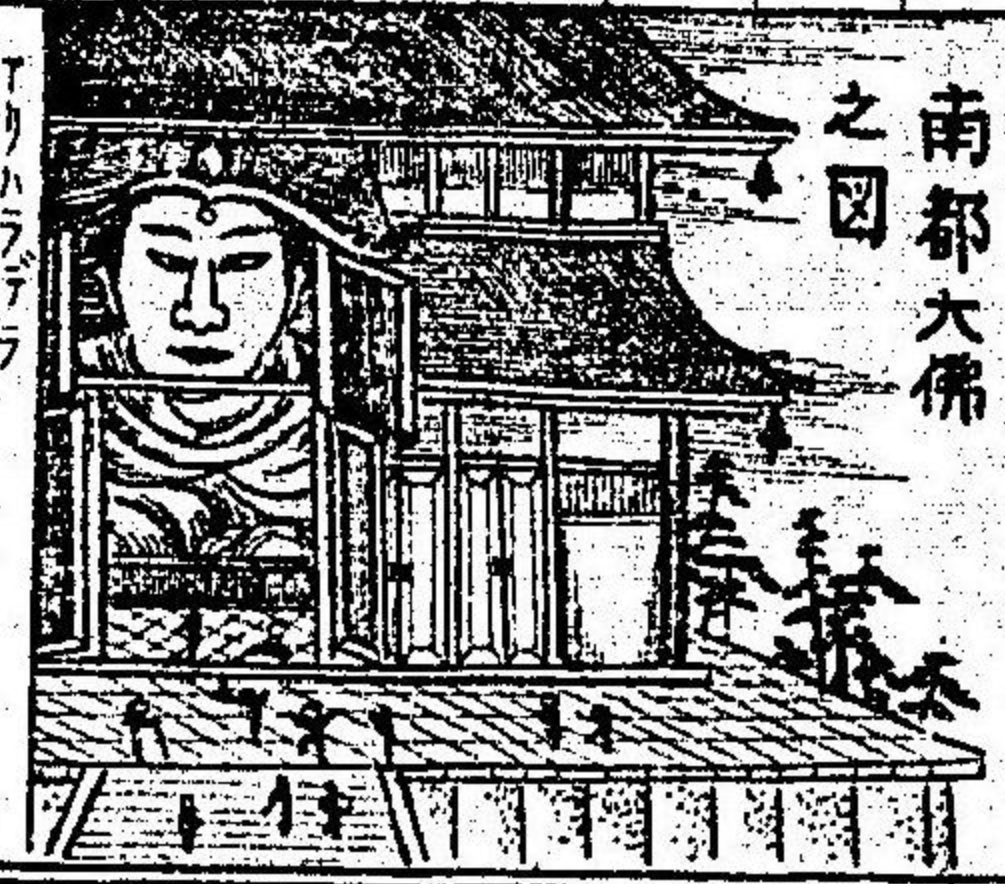


松島遊郭	天保山ノ遠望
水津川權紅葉	全ク鯉魚釣
四ツ橋	蛭子橋
心齋橋	道頭堀芝居
千日觀物場	今宮神社
天下茶屋	住吉神社
住吉濱高燈籠	全ク湊茶屋ノ松
阿部野。北畠氏塚	天王寺公園地
一心寺。茶白山	逢坂清水
安居天神	清水觀音
生主神社	高津神社
百太郎園牡丹	桃山桃木
産湯稻荷社	真田山眺望
本森ノ宮	

六和名所旧跡

春日神社	三笠山
手向山八幡宮	興福寺大佛
南圓堂觀音	二月堂觀音
十三鐘。真橋	三面大黒天
猿澤ノ地	采女ノ宮
本奈良阪	般若寺
元真寺	念佛寺
佐保山稻荷社	興福尼院
木辻遊所	眉間寺

瑞雲寺	超昇寺
ヒタチ明神	ヤマモ、天神
海龍王寺	法花寺
西大寺	山陵村
菅原天神	喜光寺
招提寺	藥師寺
郡山。小泉	法輪寺
法隆寺	龍田川紅葉
龍田本宮	全ク新宮
廣瀬神社	松尾寺
矢田地藏尊	達磨寺
當麻寺	新庄山陵
三笠山陵	室尾八幡宮
一言主神	朝原寺
岡水寺	南都大佛
全ク觀音堂	之因
橘寺太子堂	
龍益寺	
飛鳥神社	
初瀬觀音堂	
崇道天皇陵	
多武峯神社	在原寺
三輪神社。全ク山	入丸寺。全ク塚
大和神社	高木寺



石寺。五条	栄山寺
琴引原。白鳥陵	玉手村
慈明寺	ウネビ山
神武天皇陵	久米寺。御坊
壺坂観音堂	吉野山。身分社
戴王堂	如意輪寺
宮滝。メイノイガ滝	大峯山上
岩屋	四手。明神
天川。中殿天	
(九十一) 河内。和泉名所旧跡	
星田。妙見宮	交野。天の川
四条。繩手	小楠公塚。雁。ソカ
野。奇観音	瓢箪山。稻荷社
牧岡神社	膳。駒山
志貴。毘沙門天	高井寺
峯田。八幡宮	伯太彦神社
道明寺。天神	玉手。安福寺
白鳥社	下折田神社
壺井。八幡宮	大黒。ケケ
飛鳥神社	上ノ太子。下ノ太子
千早。城趾	観心寺
平野。御坊	烏帽子。形八幡宮
荏原。文珠	牛滝。紅葉
アビコ。観音堂	塚。天神

開口神社	乳守遊女町
妙國寺。ソテツ	方達神社
万代。耳原	万代。八幡宮
大鳥神社	石津。蛭子社
丹比神社	蟻。通明神
濱寺	

(九十二) 攝州。播州名所旧跡

総持寺。観音堂	總持。天皇陵。本。田。マ
勝尾寺。観音堂	箕面。滝。全ク紅葉
光明。天皇陵。カワ尾寺	尾。ガ。奇
池田。伊丹	串山。観立。日堂
有馬。温泉。滝	アリマ。アケ。ザクラ
西宮神社	住吉神社
生田神社。ア。ラ。ノ。ウ	布引。滝。ニ。ラ。リ
マ。ヤ。山	神戸
諏訪山。温泉	湊川神社
福原遊女町	兵庫。築島。全ク寺
清盛塚。ビハツカ	和田。岬。全ク社
長田神社	太山寺
網敷。天神	須磨寺。一指。切。ノ。櫻
敦盛。ノ。遺物。多シ	一ノ谷。ガ。ン。マ。キ。オ。ト。シ
鴨。越。内。裡。跡	二ノ谷。段。盛。塔
真子。濱。松	明石。八。九。神。社
千壺	石ノ。竇。殿

水垂神社	別府神社
住吉神社	手枕ノ松
尾上ノ松	全ク鐘
高砂ノ松	戸田山
曾根天神	全ク松
姫路ノ町	書寫山
室ノ津	

(九十二) 大祭日略解

四方拜

一月一日

天子親ラ天地四方及山陵等ヲ拜シ年
々火ヲ掃テ宝祚ノ無窮ナランコトヲ祈ラセ
賜フ日ナリ

元始祭 一月三日

新年初ニ諸神ヲ祭ラセタマフ日ナリ
御祭典ハ四時ニマリト虽モコレハ新年
ノ故ヲ以テ殊ニ重ジ玉フ

新年宴會

一月五日

宮中ニ於テ群臣百官ニ酒宴ヲ玉フ日

孝明天皇祭

一月廿日

今上皇帝ノ御父上ノ山崩御アラセラレシ
日ナリ

祈年祭

二月四日

米穀ノ成熟ニ災ナカラシメシコトヲ祈リテ
マフ日ニコトヲ諸社ヘ官幣ヲカチ玉フニ
致スハ人生第一ノ事ナリ

ナリ

(九十三) 明治帝系

今上天皇

御諱睦仁

孝明天皇之皇子

嘉祐永五年九月廿二日御降誕

皇子明宮

御諱嘉仁

御母權典侍柳原愛子

明治十二年八月廿一日御降誕

皇太后宮

御名 夙子

関白忠尚公之女

天保四年十二月十四日御誕生

皇后宮

御名 美子

一條左大臣忠香公之女

嘉祐永元年四月十七日御誕生

御養子

三品威仁親王

有栖川織仁親王御

明治十一年八月御養子

(九十四) 大禮服着用日

新年朝拜	元始祭	新年宴會
紀元節	神武天皇祭	伊勢西宮祭
天長節	孝明天皇例祭	
外國公使參朝之節		

(九十五) 通常礼服着用日

參賀 礼服御用召 叙任御禮

(九十六) 刑法 抄出 違警罪圖解

第四百廿五條

左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ処シ又ハ一圓以上一圓九十

一 規則ヲ遵守セズシテ火藥ヲ貯シタル者
 二 規則ヲ遵守セズシテ火藥ヲ他破列スベキ物又ハ自ラ火ヲ發スベキ物品ヲ貯シタル者
 三 官許ヲ得ズシテ烟火ヲ製造シ又ハ販賣シタル者
 四 人家稠密ノ場所ニオイテ煙リニ引火ノ他火器ヲ玩バタル者
 五 蒸氣器械ノ他煙筒火竈ヲ建造修理シ掃除スル規則ニ違背スル者
 六 官署ノ督促ヲウケテ山崩壞セントスル家屋牆壁ノ修理ヲナサザル者
 七 官許ヲ得ズシテ死屍ヲ解剖シタル者
 八 自己ノ所有地内ニ死屍アルコトヲ知ツテ官署ニ申告セズ又ハ他所ニ移シタル者
 九 人ヲ毆打シテ創傷疾病ニ至ラザルモノ
 十 密ニ賣淫ヲナレ又ハソノ媒合容止ヲナシタル者
 十一 人ノ住居セザル家屋内ニ潜伏スル者
 十二 定マリタル住居ナクハ平生營生ノ産業ヲシテ諸方ニ徘徊スル者
 十三 官許ノ墓地外ニ於テ私ニ埋葬セザル者



田十七

タル者

④ 違警罪ノ犯人ヲ曲庇スルタメ偽証シタル者

但シ被告ノ人偽証ノタメニ刑ヲ免レタル片ハ、第二百十九条ノ例ニヨツテ一等ヲ加フ

第四百二十六条

左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ、二日以上五日以下ノ拘留ニ処シ又ハ五十兆以上一四五十兆以下ノ科料ニ處ス

① 人家ノ近傍又山林田野ニ於テ溢リニ火ヲ焚ク者

② 水火ノ地ノ變ニ際シ官史ヨリ防禁スベキノ求テ受ケ傍觀シテ之ヲ肯ベタル者

③ 不熟ノ果物又ハ腐敗シタル飲食物ヲ販賣シタル者

④ 健康ヲ保護スルタメ設ケタル規則又ハ傳染病豫防規則ニ背キタル者

⑤ 人ノ通行スベキバシヨニ於テ危險ノ井溝ソノ他凹所ニ蓋マタハ防柵ヲナササル者

⑥ 路上ニ於テ犬ソノ他ノ獸類ヲ吠シ又ハ驚逸マシタル者

⑦ 癡狂人ノ看守ヲ怠リ路上ニ徘徊メシタル者

⑧ 狂犬猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ路上ニ放チタル者

⑨ 變死ノ檢視ヲ受ケズノ埋葬シタル者

⑩ 墓碑オヨビ路上ノ神佛ヲ毀損シ又ハ汚漬ナシタル者

⑪ 神祠佛堂ソノ他公ノ建造物ヲ汚損ナシタル者

⑫ 公然人ヲ罵詈訾罵シタル者但シ詠ヲ得テソノ罪ヲ論ズ

第二百廿七条

左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ、一日以上三日以下ノ拘留ニ処シ又ハ廿兆以上一四兆五兆以下ノ科料ニ處ス

① 濫リニ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者

二 制止ヲ肯マズシテ人ノ群集シタル場
所(車馬ヲ牽キイレル者)

三 夜中燈火ナクシテ車馬ヲ疾駈スル者
ヨル

四 木石等ヲ道路ニ堆シテ妨固ヲ設ケズ
マタハ標識ノ点燈ヲ忘リタル者

五 瓦礫ヲ道路家屋園圃ニ放棄スル者
カ

六 禽獸ノ死屍ヲ道路ニ棄擲シ又ハ
取除カサル者

七 汚穢物ヲ道路家屋園圃ニ投擲
ナレタル者

八 警察ノ規則ニ違背シタル工商業ヲ
為シタル者

九 医師隱匿或ナクシテ急病人ノ招
キニ應マサル者

十 死七ノ申告ヲサズシテ埋葬ナス者
シ

十一 流言浮説ヲナシ人ヲ誑惑シタル者
ネ

十二 凶凶禍福ヲ
説キ又ハ祈禱
符咒等ヲ
ナレテ



入ヲ惑ハシ利ヲ圖ル者

十三 私有地ノ外へ濫リニ家屋塙壁ヲ設
ケ又ハ軒楹ヲ出シタル者

十四 官許ヲ得ズシテ路傍又ハ川岸ニ店
舗等ヲ開キタル者

十五 路上ノ植木市街ノ常燈及ビ廁場
等ヲ毀損シタル者

十六 道路ノ橋梁ソノ他ノ場所ニ傍示
タル通行禁止及ビ指道標ノ類ヲ毀
棄汚損シタル者

第十四条
左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日ノ拘留
ニ處シ又ハ十銭以上一圓以下ノ科
料ニ處ス

一 官署ヨリ價格ヲ定メタル物品ヲ定
價以上ニ販賣シタル者

二 渡船橋梁ソノ他ノ場所ニ於テ定
價以上ノ通行銭ヲ取り又ハ故ナク通
ヲ妨ケタル者

三 渡船橋梁ソノ他ノ通行銭ヲ拂フベ
キ場所ニ於テソノ定價ヲ出ダサズシテ

通行シタル者

四 路上ニ於テ賭博ニ類スル商業ヲナシタル者

五 官許ヲ得ズシテ劇場ソノ外觀物場ヲ開キ及ビソノ規則ニ違背シタル者

六 溝渠下水ヲ毀損シ又ハ官署ノ督促ヲウケテ溝渠ヲ浚ヘザル者

七 制止ヲ肯ズシテ路傍ニ食物ソノ他ノ商物ヲ羅列シタル者

八 官許ヲ得ズシテ獸類ヲ官有地ニ放テ又ハ牧畜ナシタル者

九 身体ニ刺文ヲナシ及ビ之ヲ業トスル者

十 他人ノ繫ギタル牛馬ソノ他ノ獸類ヲ解放シタル者

十一 他人ノ繫ギタル舟ヲ解放シタル者

十二 橋梁又ハ堤防ノ害トナルベキ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

十三 橋梁又ハ堤防ノ害トナルベキ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

十四 橋梁又ハ堤防ノ害トナルベキ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

十五 橋梁又ハ堤防ノ害トナルベキ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

十六 橋梁又ハ堤防ノ害トナルベキ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

十七 橋梁又ハ堤防ノ害トナルベキ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

十八 橋梁又ハ堤防ノ害トナルベキ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

十九 橋梁又ハ堤防ノ害トナルベキ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

二十 橋梁又ハ堤防ノ害トナルベキ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

二十一 橋梁又ハ堤防ノ害トナルベキ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

二十二 橋梁又ハ堤防ノ害トナルベキ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

二十三 橋梁又ハ堤防ノ害トナルベキ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者



① 酩酊シテ路上ニ喧嘩シ又醉卧ナシタル者

② 路上ニアル常燈ヲ消シタル者

③ 人家ノ墙壁ニ貼紙及ビ樂書



④ 他人ノ田野園圃ニ於テ菜葉ヲ採食シ又ハ花芽ヲ採折シタル者

⑤ 公園地ノ規則ヲ犯シタル者

⑥ 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ牛馬ヲ牽入タル者

第四百九條
前条ニ記載スルノ外各地方ノ便宜ニヨリテ定ムル所ノ違敬罪ヲ犯シタル者ハ其罪則ニ從テ處断ス

④ 當世料理献立抄

春之部

○ 膾

鯛 <small>あじ</small>	鰯 <small>いわし</small>	鯉 <small>こい</small>
みづのいちぢり	おろし	あらい
うどのせん	おろし	あらい
三むい	おろし	あらい

○ 全精進

うど	そば	うどん
あじ	あじ	あじ
かぶ	かぶ	かぶ
いり	いり	いり

○ 汁

いり	いり	いり
いり	いり	いり
いり	いり	いり
いり	いり	いり

いり	いり	いり
いり	いり	いり
いり	いり	いり
いり	いり	いり

○同精進

生くるい。あまのいも。ゆば。
しやうい。あまのいも。つくるし。
いごり。いらさけ。すりや。

○煮物

鴨いち。鯛。鯛しら。
うすやま。へぞやまの。大まごう。
こまご。いも。こらえ。

やたあめ。むしいらめ。こるくひ。
よまご。くおんま。まごらび。
まごらび。すりやが。さけのう。

○全精進

芋もんべい。すのやま。いんげ。
くまご。大ごいぬ。ごぼう。
まごい。くらばが。さんしや。

いんげもんべいのこらへや。
山の芋をよくまうて。并ががうをいんげ
まぜて。一夜あきあくるあきまじめて
まぐひ。あぶらまてあげ。何までまじ
しやくしあまぜてよし。

○あへもの

まぬま。むましご。あはひ。
まごの。あま。うに。
こそあへ。あへ。

○全精進

あかぶ。か。こまごり。
くまご。うご。うらし。
いちあへ。こそあへ。まごい。
あへ。

そりまごがうハ。びんごま。まらとひにし
て。あぶらまてあげ。ほにつけ。もこて
まらとひにし。まごまさんしやあへこす。

○茶碗もの

びんごま。鴨の肝羹。いらめ。
どろふ。うす。あらに。
まごい。くらご。おぼろ。

あはひ。まさんこの。やたあめ。
くまご。まごい。ねぶろ。
うすくす。まごい。いざんしや。

○全精進

ねい。ごぼう。さかづふ。
つげさけ。あま。あま。
うすくす。煮。こそ。
しやうが。

○炙りの

鯛だいの
しやうゆ。
つけ
やた。

小鯛
まね
屋さ

いせえび。
さんしやう。
おぼ
つちやま。

大おほうま
ほこ。
屋さ
たて

さいら。
あんかけ。
しやうが。

ふち
じんかく
さんしよ
こそ

○全精進

大だいがう。
あをこそ
つけやま

さがらぬし不むし
おね
ほくけて。

○吸物

鯛だい
うし不煮。
こる。

鴨カモ
つしし。
せま。

鰯いわし
ごらう。
ごらう。

いせえびやで。
あまきさ。
あまきさの
そまし

レレうさ。
まつ
お。

まきだま。
しやう
お。

○全精進

よめる。
るえ
ういど。

しやうろ。
ふるい
のま。

つけ
まらこけ
ちやう
だ

夏之部

○なまき

鯛だいつちやま。
茶しやうが
うらし。
ぬた。

うたえび。
やねます
いりほ。
まきび。

くまげ。
ういさけ。
やまきまじ。
いりさけ。

全精進

あまふ。
まきまげ。
しやうが。
あままめ。
いせえびとけん。

おおうり。
まきまげ。
けしや。
あえり。

のしうで。
いさけ。
むしぐり。
いりほ。

汁

いせえび。
しろうり。
あま
さんしやう。

ここのり
たたまき。
ぬま。
く。

あぢ。
あま
まきまじ。

○全精進

あまふ。
うハご不う。
つちしめぢ。
まほじ。

ままめさた。
さいぎり。
こそ
うらし。

ねいも
せん。
い
たけ。

○煮物

いりこ。
いりあまひ。
いせこまじ。
いせこまじ。
ひやして。

むん。
とけのこ。
さがりえ。
ひらえ。
あままめ。
お。

○同精進

こいも。いそが
こがうせん。が
こいも。いそが
こがうせん。が
こいも。いそが
こがうせん。が

○和もの

あいがあづり
つとねりけ
とでまそ
あえ
あえ
あえ
あえ
あえ
あえ

○全精進

ちようろぎ
こいも。いそが
こいも。いそが
こいも。いそが
こいも。いそが
こいも。いそが

○煮冷

くまえい
いひんさい
いひんさい
いひんさい
いひんさい
いひんさい

○全精進

あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい

○昼まもの

あひし不焼
くまえい
つとねり
よせ
あひし不焼
くまえい
つとねり
よせ

○全精進

あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい

○吸もの

あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい

○全精進

あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい

○膳

あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい

○全一やう

あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい

○汁

あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい
あまのい

○全精進

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

○全精進

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

○菓子焼

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

○全しんごうじん

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

○ヤねもの

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

○全しんごうじん

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

○全しんごうじん

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

冬之部

おやま

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

○全精進

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

○全

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

○全しんごうじん

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

○和

あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶
あつかけ。 ちんごう茶

鯛 さき方くろあ人。
こいたけまあ人。
むきまはり。
もろそあ人。

○同精進

けつやいも。
くろあめ。
さくそ。
まてめい。
ふきのとら。
いしんろ。
いしんろ。

○煮物

まよふ人。
いしんけい。
いしんけい。
わろそ。
くろあめ。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。

○全ぶようじん

いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。

○全ぶようじん

いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。

○全ぶようじん

いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。

○燗もの

いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。

○全ぶようじん

いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。

○全ぶようじん

いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。
いしんけい。

年 齢 計 算 表

文政四巳	六	未	二	酉	三	亥	十	丑
五	午	七	申	三	戌	元治元子	十一	寅
六	未	八	酉	四	亥	慶應元丑	十二	卯
七	申	九	戌	五	子	二	寅	十三
八	酉	十	亥	六	丑	三	卯	十四
九	戌	十一	子	六	丑	三	卯	十四
十	亥	十二	丑	二	卯	二	巳	
十一	子	十三	寅	三	辰	三	午	
十二	丑	十四	卯	四	巳	四	未	
天保元寅	弘化元辰	五	午	五	申			
二	卯	二	巳	六	未	六	酉	
三	辰	三	午	七	申	七	戌	
四	巳	四	未	八	酉	八	戌	
五	午	五	未	九	子	九	子	

生	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月
二月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月
三月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月
四月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月
五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月
六月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月
七月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月
八月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月
九月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月
十月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月
十一月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月
十二月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月	一年五月

五十七 全ク探様

凡テ年 齡ヲ 計 算 マ ン ト 欲 ヲ ン ト
 へ 當 年 共 歳 ノ 人 ナ ラ ば 前 条 二 掲
 ガ ル 表 ニ 就 テ 當 年 ヨ リ 計 上 レ ば 乃
 チ 其 生 レ 年 ノ 年 号 何 年 ヲ 知 ル 而
 ソ ノ 生 レ 年 ト 當 年 ト ノ 二 ケ 年 ヲ 除 キ
 中 間 十 八 年 ト 豫 定 シ 而 シ テ 六 月 生
 レ ノ モ ノ ヲ 當 十 二 月 ニ 計 上 ン ト 欲 ヲ ン ト 後
 表 ニ 記 載 ス ル 所 ノ 六 月 生 レ ト ア ル ス テ
 ヲ 直 チ ニ 下 リ 十 二 月 マ デ ト ア ル 筋 ニ 適
 視 ス レ ば 取 テ 一 年 セ ケ 月 ナ リ 之 ヲ 前 二
 豫 定 テ シ 所 ノ 中 間 十 八 年 ニ 加 フ レ ば 乃 チ
 十 九 年 セ ケ 月 ト ナ ル 餘 ハ 此 例 ニ 準
 テ 知 ル シ

百 永代月ノ大小早見

三十一日	一月	三月	五月	七月	八月	十月	十一月
三十一日	二月	四月	六月	九月	十月	十一月	十二月

百一 全ク大小早見一口歌

にし心くといち 余ノ月ハミナ
 ニ四六九 土いち 大トシルベシ

百二 五等親

一等親○父母○養父母○夫○子○養子

二等親 ○ 祖父^{ソコ} ○ 祖母^{ハハ} ○ 嫡母^{チカハハ} ○ 繼母^{セカハハ} ○ 夫^{ウチノカミ} ○ 父母^{ハハニヒ}
 ○ 伯叔父^{チカハハノチカハハ} ○ 兄弟姊妹^{ケイテイテイメイ} ○ 妻^{ウチノカミ} ○ 妻^{ウチノカミ}
 ○ 姪^{ニヒノミヤ} ○ 孫^{ニヒノミヤ} ○ 子^{ウチノミヤ} ○ 婦^{メカミ}
 三等親 ○ 曾祖父母 ○ 伯叔ノ婦
 ○ 夫ノ姪 ○ 從父兄姊妹 ○ 夫ノ伯叔父姑
 ○ 異父兄姊妹 ○ 夫ノ伯叔父姑
 ○ 庶子 ○ 姪ノ婦 ○ 繼父
 四等親 ○ 高祖父母 ○ 從祖々父姑
 ○ 兄弟ノ妻 ○ 夫ノ兄弟姊妹
 ○ 舅姨 ○ 再從兄弟姊妹
 ○ 外祖父母 ○ 前夫ノ子 ○ 兄弟ノ子
 ○ 從父兄ノ子 ○ 外甥 ○ 曾孫
 ○ 孫ノ婦
 五等親 ○ 妻ノ父母 ○ 姑ノ子
 ○ 舅姨ノ子 ○ 玄孫 ○ 外孫 ○ 女婿

百二 服忌令

服忌ハ父方ハオモク。母方ハカロシ。服忌ニチナルウチニ母ノ服忌カ、ル片ハ母死去ノ日ヨリ。定期ノ服忌ヲウク。レハ重キ。忌ノウチニ輕キ。忌アリテ。ソノ忌日終レバ。別ニ受ルニ及バズ。残ル日數アラバ。其日數ヲバウクベシ。○七歳以下ノ小兒ハ。忌服ナシ。然レハ父母ハ三日遠慮スベシ。

<p>○ 家 服忌ナシ</p> <p>遠慮三日</p>		<p>○ 姑 服忌</p> <p>父母ニオチ</p>	
<p>○ 高祖父母 服忌十日</p> <p>曾祖父母 服忌廿日</p> <p>父母 服忌廿日</p> <p>祖父母 服忌廿日</p> <p>父 服忌廿日</p> <p>母 服忌廿日</p>	<p>父方 伯叔 服忌廿日</p> <p>兄弟 服忌廿日</p> <p>兄弟 服忌廿日</p> <p>兄弟 服忌廿日</p>	<p>○ 妻方 服忌</p> <p>兄弟姊妹 服忌十日</p> <p>兄弟姊妹 服忌十日</p> <p>兄弟姊妹 服忌十日</p> <p>兄弟姊妹 服忌十日</p> <p>兄弟姊妹 服忌十日</p> <p>兄弟姊妹 服忌十日</p> <p>兄弟姊妹 服忌十日</p> <p>兄弟姊妹 服忌十日</p> <p>兄弟姊妹 服忌十日</p> <p>兄弟姊妹 服忌十日</p> <p>兄弟姊妹 服忌十日</p>	<p>○ 從母兄弟 服忌廿七日</p> <p>兄弟姊妹 服忌廿七日</p> <p>兄弟姊妹 服忌廿七日</p> <p>兄弟姊妹 服忌廿七日</p> <p>兄弟姊妹 服忌廿七日</p> <p>兄弟姊妹 服忌廿七日</p> <p>兄弟姊妹 服忌廿七日</p> <p>兄弟姊妹 服忌廿七日</p> <p>兄弟姊妹 服忌廿七日</p> <p>兄弟姊妹 服忌廿七日</p>
<p>○ 遺穢之制</p> <p>喪ヲシテ。遺穢ノ儀事</p>			

何ナリ氏辻占ノ文句ヲ書キ之ヲ火ニ焚ケバ其香灰トナルニ隨ヒテ、辻ウヲノ文句次第ニ現ハル

○リモナーテノ製法

橙ノ汁ヲシボリ取り、布ヲ以テ濾シテ、コノ橙汁百匁ニ白砂糖百五十匁ヲ入シ、文火ヲモツテ煮、タンク火度ヲ増シ、一沸マシメテ、瓶ニ貯フ

右ハ夏日冷水ニ二分ホド加ヘテ飲メバ、ヨケ湯ヲ止ム

○青菜類ヲ暫時ニ生ス法

黒ク肥氣ノアル土ヲロヒキ植本鉢ニ厚サ一寸餘リヲ入レサテ、高苜蓿根、豆、胡瓜等ノ種ヲ銳キ焼酎ニ一夜浸シ、オキ、而シテ之ヲ被鉢ニ貯クベシ、如スレバ、暫時ニ芽ヲ出シ、タンク生長スルコト、實ニ驚クニ堪ヘタリ

○酒ノ酔ヲ醒ス法

茶碗一杯ノ砂糖水ニ揮發灰汁塩一リテ、十滴ホド加ヘテ飲メバ、速ニ酔ガサノメテ、妙ニ心氣爽ニナル

○焼酎ニ酔テ苦シキヲ治ス法

茗荷ノ根ヲ搾リ、ソノ汁ヲ少シ飲メバ、治スルニ妙

○ランブノ烟ヲ止ムル法

ランブノ心ヲ醗キ、酢ニ多シテ乾カシ、用フレバ、只ニ烟ヲヌクニニアラス、益々ヨク燃ルナリ

○松魚節ヲ久シク貯フ法

堅魚節ニ酒ヲヌリテ、オケバ、何日マデモ虫ノツク患ナシ

○青物ヲ軟カニ煮ル法

硬キ蚕豆、豌豆ヲ煮ルニ炭酸曹達(ニアリ)少シ加レバ、忽チ軟ラカナル

○牛乳腐リヲ防グ法

炭酸曹達ヲ少シ入レオケバ、妙ニ腐ラス

○室内ノ蠅ヲ除ク法

胡椒ノ末半食ヒ、赤砂糖一食ヒニ乳酪一食ヒヲヨク混和シテ、皿ニ盛り、コレヲ室ニテ、蚊モヨク蠅ノアツマル所ニオケバ、妙ニ外へ飛去ルナリ

○流行眼ヲ治ス法

雨水八匁ニラービス(馬真屋ニアリ)少シ分テ貫フベシ、五毛ホドヲ溶シ、筆ヲ以テ、日ニ二三度塗ルベシ

但シ眼病ノ輕重ニヨリテ、五毛ヨリ五厘ニ至ル

○精銚水ノ製法

清水五十支ニ硫酸亜鉛一分ヲ溶かし
テ筆ヲ以テ日ニ三四度病眼ニサスベシ

○漆マケヲ治ス法
鮮虫ヲ播ツブレテ塗レバ速坐ニ治ス

○蚊ニ噛マレタルヲ治ス法
白粉ヲカミツブレテ塗レバ奇妙ニ治ス
又蟻虫ヲ潰シテヌレバ痛ミヲ去リ毒ヲ去
リ毒ノコルナシ

○火傷ヲ治ス法

膠ヲ湯ニテトキ少シ冷シテ刷毛又ハ筆
ニテ又ルベシ忽チイタミヲ去リテ水ヲケ
ル患ヘナシ

又豚ノ脂ヲ塗モマタ可ナリ

○又法

硝砂精ヲ木綿切ニケテ患所ヲ覆ヘ
バ忽チ痛ミヲサリ度々ケテ二時バ
カリモ如此スレバ全ク治スル

○蜂ニ螫レタルヲ治ス法

患所ヘホツタアースヲ少シ塗レハ妙ニ

凍瘡ノ妙藥

山帰來ニ炙シ生薑一匁ヲキキ酢ニテ煎シ
熱キアテタニ患所ヲアタムベシ

○咽ニ物ノツマリタルヲ治ス法
塩少シナムレバ奇妙ニ治ルナリ

○呃逆ヲ治ス法

白砂糖ヲスコレ常レバ奇妙ニ治ス
又柿ノ蒂ヲ煎ジ飲モ妙ニ

○轉筋ヲ治ス法

男ハ陰莖ヲ引キ女ハ兩ノ乳ヲ引クベシ
強ニ起テ二足三足歩ケバ妙ニ治ス

○癩癧ヲ治ス妙方

ソノ發ランスル前ニホルトガル油ヲ猪口
ニ一杯ニ白砂糖全ク一杯ヲ加ヘテ飲ム
ベシ

○トゲヌキノ妙藥

トゲノ立チタル処ヘ甘草ヲ嚙テ貼ケオケ
バ其トゲ自然ニ出ル之但シ深ク入タルニハ
度々ツケルベシ

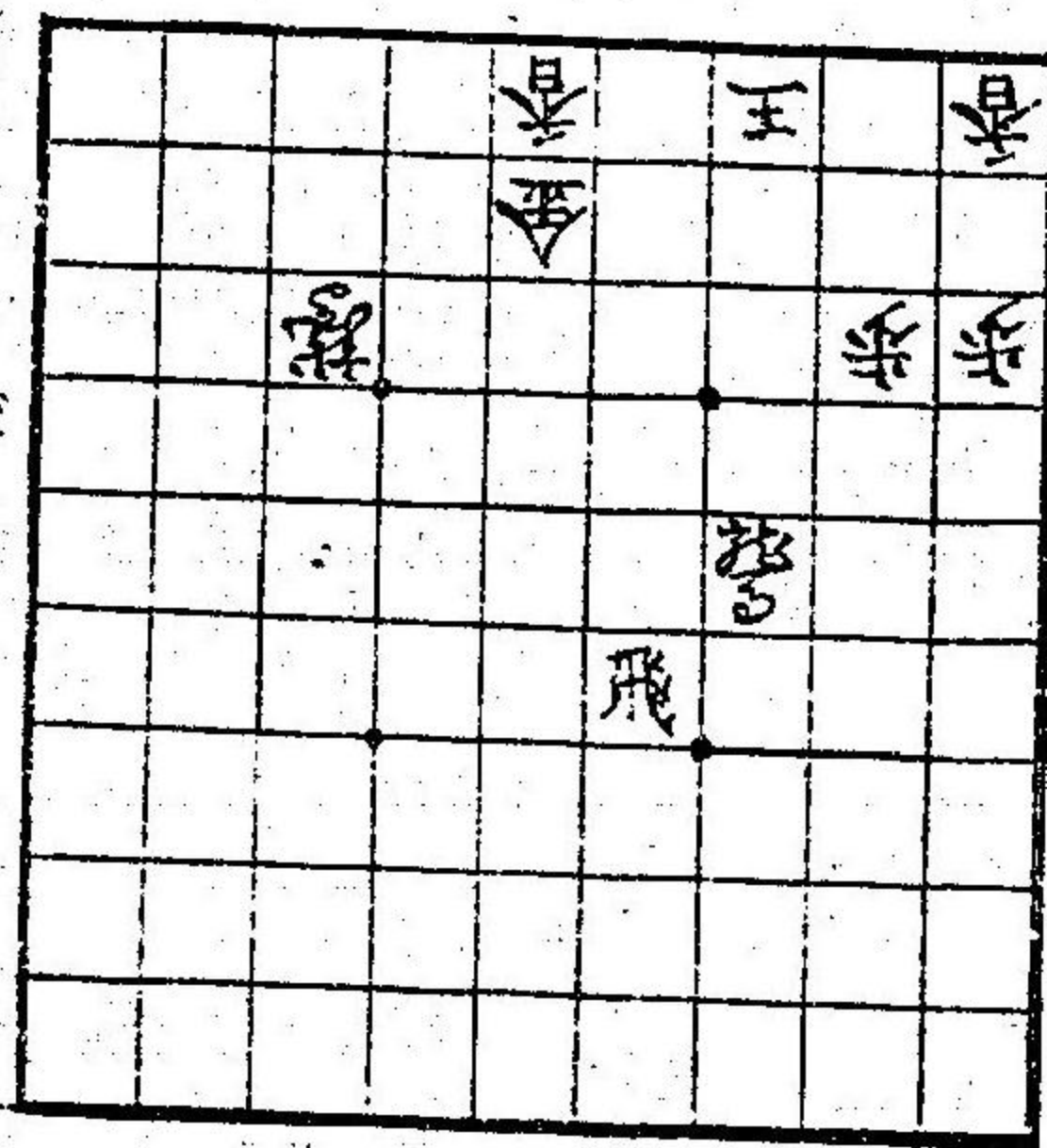
○鱗ノ妙藥

青山椒ヲ十ツブホド推イテ紅絹ノキレニ包
ミテ虫ケ齒ニアテ柔カニ嚙ミシムベシ
又線盤ニ分テ一夜アマリノ水ニ溶シ筆ヲ
モツテ虫ケハニ塗ルベシ痛ミ忽チ

○齒ヲ白クスル奇法

竹葉ヲ黒燒ニシテ之ヲ末トシ毎朝忘ラ
ズ磨ケハ純白ナル

百八 將基詰手抄



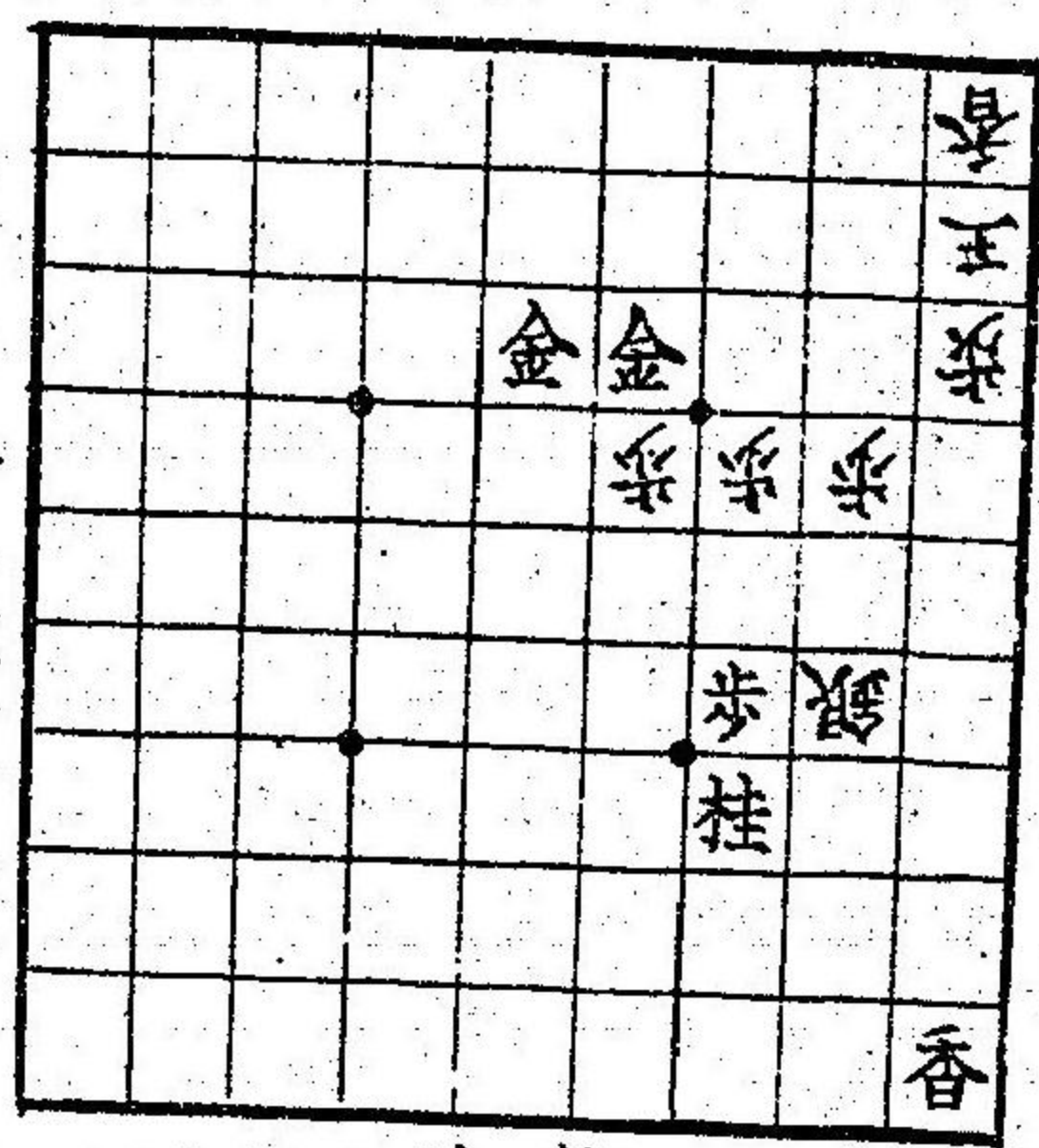
桂銀銀角

右初手角ノ座ニ銀ヲ打ツ。王ニテ取ル
ニ並ヘテ銀打王ニテ取テ取テ角ヘ行ク。王
金ニナラベ引歩ニナラベ金打王アトヘ引ク。
取テ了ヲ金ノ跡ヘヨル。王ヨコニ退ク。飛ヲ
王ノワキヘ行ク。王ニテ取テ了ヲ取テ了ニテ
歩取りヨコニ退ク。龍馬ニクク。



香銀角角

初ノ一ツ除テ歩ノカシラヘ角打歩ニテ



桂角

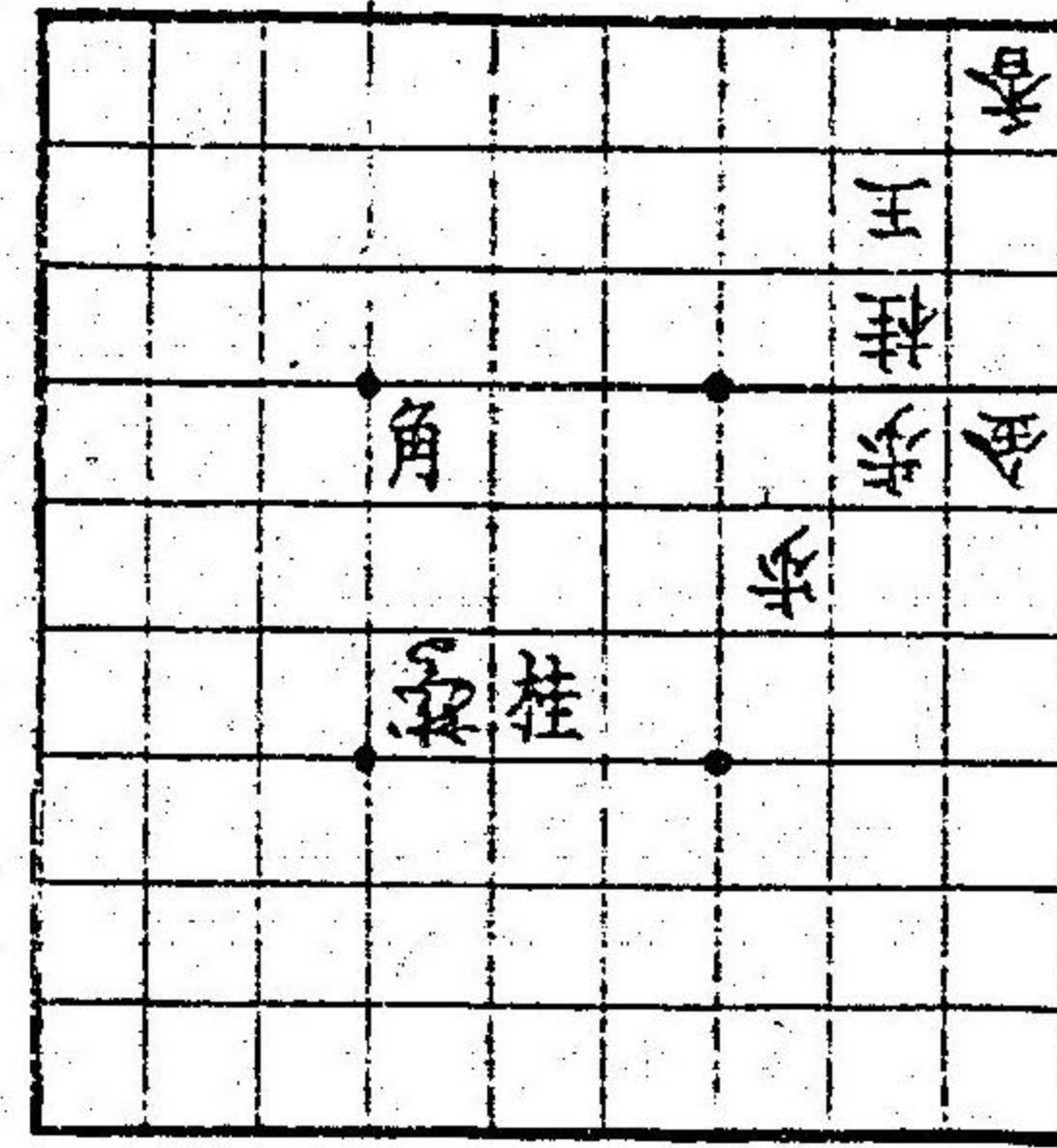
取ル王ノワキヘ金行。王上ル角ノ座ニ角
打テ取テ了ニテ取ル。王ノカシラヘ銀打除ク
香ヲ王ノ頭ヘウツ。



歩桂銀金金

初ノ桂ノサキヘ角打王ヨコニ去金ヨル。王ニテ
取ル。桂ヲ右ノ方ヘユク。歩ニテ取ル。金ヨル。
銀ナル。王ニテ取ル。角ナル。桂ノカシラヘノク
桂ウツ。

初王ノ跡ニ金打上ル銀打上ル王ノ頭ニ
 金ウツ玉ニテ取ル歩ヲツク王ヒク又歩ヲ
 ツク玉ニテ取ル桂ユク玉引歩ノ頭ヘ龍馬
 行歩ニテ取ル歩ヲ打ノク桂カツク



飛金銀香

右初手王ノ脇ヘ金打取ル香ヲ一ツ目除テ
 打銀ノアヘガ桂ヲ行ク金ニテ取ル王ノ脇
 へ飛ウツ桂ノ坐ヘ去ル香ノ頭ヘ銀打香
 ニテ取飛ナル除ク角ナル玉スミヘ除ク龍
 馬引ク之

百九 竹簡便晴雨考

○雨降ラシスル片山近フニエ晴天ニ山遠ク
 見エルナリ
 ○鳴モノ音悪シキ片ハ雨フル驗ナリ
 ○小瘡タムシ等ノ癢キハ雨フルシルシ之
 ○潮ニ泡オホクウクハ雨ノ驗之

○夏ノ日氣ムシ秋ニハカニ涼シク冬忽チニ暖
 ニナリ春成ニ寒スルハ何レモ雨フル驗之
 ○魚口オ上ヘ向ケテオヨク片ハ雨ノシルシナリ
 ○魚水ノ上ニ飛アカレハ風雨ノ驗ナリ
 ○犬土ヲ搔クハ雨フル驗之
 ○朝露鳴ケハ雨ヲツカサドリ夕ニ啼ケハ
 晴ヲ司サドル
 ○蟻穴ヲイテ多ク行カハ驟クハ大風ノツク
 兆シ又穴ヲフサグハ雨ノシルシ之
 ○灯ノサキ光ウゴキハチク音スルハ風雨之
 驗ナリ
 ○烟ノ下リタレテ室内ニ薫ルハ雨又烟ノ直
 クニクテ上ルハ晴ル兆之
 ○海ノ方ヨリ雲來リテ山へ入ル雨ノ兆之
 ○夕虹ハ晴朝ニシハ雨ノ兆之
 ○雲低ケレバ雨高ケレバ晴ト知ルベシ
 ○晝ヨリ雨フリ夜晴レテ星ノキラト見
 ンル明日又雨フル兆ナリ

百 潮候表

陰曆日數	滿	潮	干	潮
新月	滿月	六時四十八分	十二時四十八分	
二日	十六日	七時三十六分	一時三十六分	
三日	十七日	八時二十四分	二時二十四分	
四日	十八日	九時十二分	三時十二分	

五日	十九日	十時	四時
六日	廿日	十時四十八分	四時四十八分
七日	廿一日	十一時三十六分	五時三十六分
八日	廿二日	十二時四十分	六時二十四分
九日	廿三日	一時十二分	七時十二分
十日	廿四日	二時	八時
十一日	廿五日	二時四十八分	八時四十八分
十二日	廿六日	三時三十六分	九時三十六分
十三日	廿七日	四時四十分	十時二十四分
十四日	廿八日	五時十二分	十一時十二分
十五日	廿九日	六時	十二時

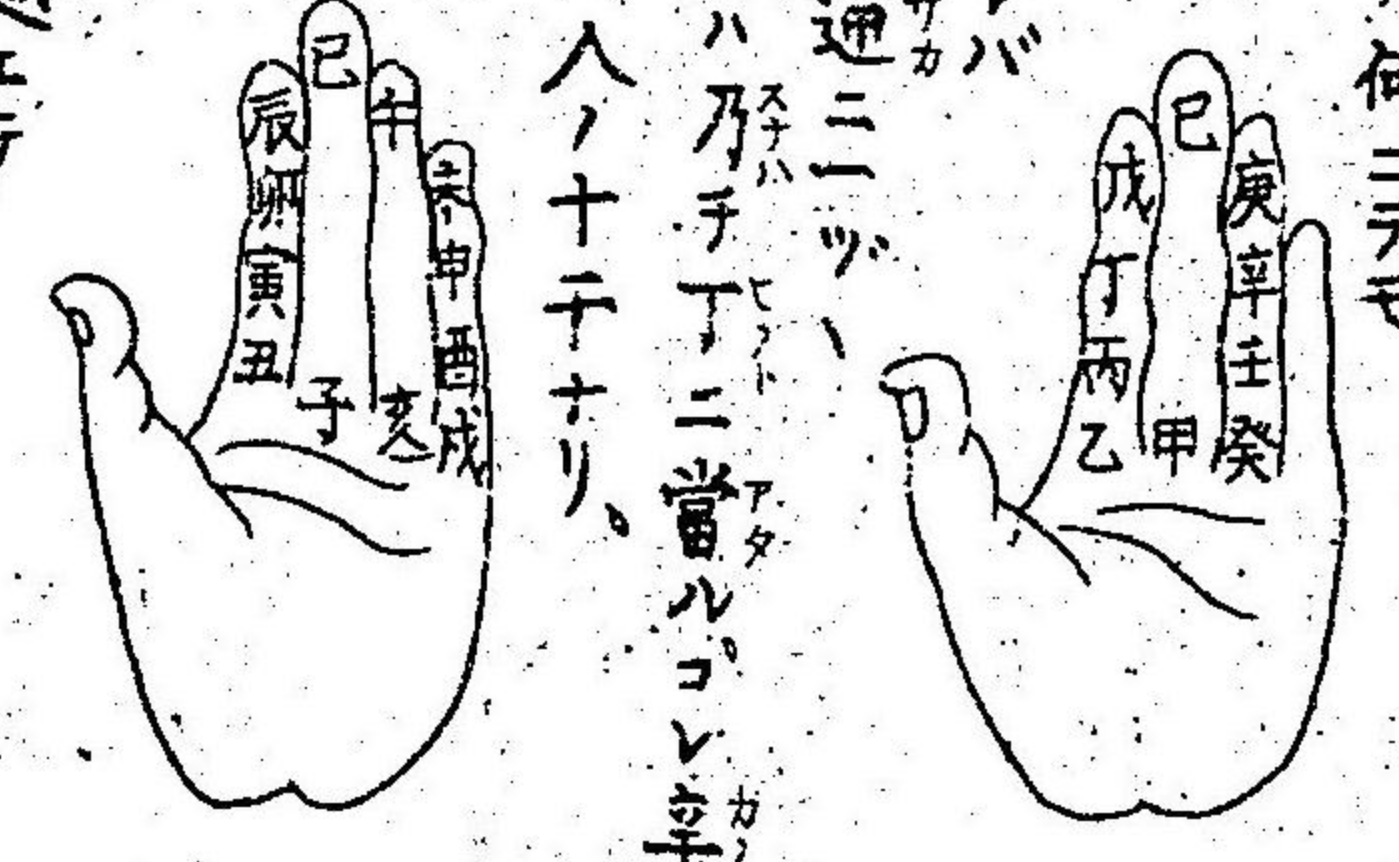
百五 食物消化迅速表

食品	料理	消化間	食品	料理	消化間
米	煮タル	一時	猪鹿	煮タル	一時
林檎	コクソル	一時	牛肉	全	二時
以ん	煮タル	三時	全乳		三時
トウモロコシ	全	三時	豚肉	シモノ	五時
鱈	全	一時	卵		二時
鮭	シモノ	四時	鶏肉	シモノ	三時
しらめ	全	三十分	あいる	全	三十分

百三 生羊ノ支干早操ノ法

啓ハ辛巳ノ年ニ卅五歳ノ人ノ支干ハ何ゾ

ト問ハバ乃チ下未之操ヤウ左ノ如シ
 ○十干ヲ知ルニハ何ニテモ
 ナラ捨テ奇零
 ハカリヲ用フルム
 例ハ辛ノ年ナレバ
 ソノ辛ヲ一トシテ逆ニ一ツ
 算ヘエケバ五ツノハ乃チ下ニ當ルゴレ辛ノ
 年ニ卅五戈ニナル人ノ十干ナリ



百二 十干異名

太歳在甲曰闕逢 在乙曰神紫 在丙曰柔兆 在丁曰強圉 在戊曰蒼雅 在己曰屠維 在庚曰上章 在辛曰重光 在壬曰玄默 在癸曰昭陽

百一 十二支異名

太歳在子曰困敦 在丑曰赤奮若 在寅曰攝提格 在卯曰單闕 在

辰日執徐 在巳日大荒落 在午日敦
 辨 在羊日協洽 在申日涇灘 在酉日
 作噩 在戌日閏茂 在亥日大淵獻

改正月ノ異名

- 一月 肇年 孟月 初月
- 二月 夏正 孟春 萌月
- 三月 令月 如月 衣更着
- 四月 窮月 沽洗 弥生
- 五月 余月 首夏 卯月
- 六月 皋月 蕤賓 早月
- 七月 且月 林鐘 水無月
- 八月 流火 夷則 文月
- 九月 壯月 中秋 葉月
- 十月 亡射 玄月 菊月
- 十一月 小春 應鐘 神無月
- 十二月 嘉月 黃鐘 窮月

天赦日早見表

春 戊寅日 夏 甲午日 秋 戊申日
 冬 甲子日
 右ハ何レモ天赦日也

名乗字五性ヲ知ル哥

アハマ土カハ木ナレドモ土ニツク
 サ金ハマ水タラナ火ト知レ

名乗字引

政	全	光	庸	延	維	量	通	知	嘉	卿	教	恭	弘	久
則	守	存	人	盈	衛	隆	理	真	仲	雅	貫	孝	行	公
信	臣	如	千	胤	愛	廉	連	直	利	寬	國	高	具	吉
純	村	次	之	英	逸	盛	重	良	賢	敬	基	兼	金	介
時	春	任	仁	益	幸	榮	能	定	慶	義	喬	家	季	匡
清	宣	世	祐	好	朝	泰	治	經	厚	經	厚	家	季	匡

誠	真	昭	嗣	章	資
齊	正	平	成	芳	房
名	武	明	美	房	
敏	茂	保	昭	朋	豐
晴	順	尊	邦	万	文

（真人）男女相性名頭字盡

本福峯保芳品房豐百
 波元吉義彦源啓
 勤高廣嘉庫金今角季
 龜久近國兼經介
 利理長竹通中太柳定
 直隆林重朝仁傳德六
 團大鹿植忠
 熊永為延與虎忒愛恒
 安幸松伊鶴由
 善宗作惣照信種政三
 市勝庄新周春甚清

明治十六年五月十日御届
 第三版
 定價 十八錢

編者 大館 熙
大坂府平民
 東區上本學
 一丁目拾貳番地

出版人 北村 宗
全府平民
 南區玉屋町
 六十番地

全 森本 專
全府平民
 南區心齋橋筋
 壹丁目壹番地

賣 所 大野木市兵衛
大阪心齋橋筋壹丁目

改正 增補紙入日用便 定價十八錢

此書ハ入民日常必用ニシテ、欠クヘカサル
公私百般ノ要件及ビ諸規則等ヲ網
羅シテ、網ニ出板ナシタルヲ幸ニ諸君ノ
愛顧ヲ得テ、數万部ノ多キヲ印刷セル
ヲ以テ、銅板下屋モ漸ク磨滅ニ屬セリ
故ニ今般旧板ニ遺漏ナル者ヲ掃蕪増
補シテ、乃チ一茶ヲ奉テ証セバ、奇々妙
々傳ノ内ニ有名ナル精錡水滲製方迄ワラ
香ノコシラヘカ、或ハ青菜ヲ即坐ニ生ス法
ナドヲ加フル如シ、之ヲ改刻シツレハ、ソノ
便益ノ大ナル旧板ノ比ニアラズ

類語 紙入用文章 全書冊 定價九錢

此書ハ日用往復書翰ノ各式且ツ雅俗
ノ類語其他書狀ニツイテ心得ヘキ緊要
ノ條件ハ洩サス蒐綴ス

紙入節用集 全書冊 定價九錢

此書ハ俗間日用取モ近切ナル文字及ビ
カ今行ハル所ノ漢語ヲ汎輯シ、各音記
ヲ施シ、加フル挿画以テ註解ヲ下ス

日用便 三書合本 全書冊 定價五錢

前用集 右ハ上ノ三書ヲ合併ス

